



文化財指定庭園保護協議会

目次

1 平成27年度通常総会開催報告	2	(8) 閉会挨拶	55
(1) 開会挨拶	4	2 運営委員会の設置と活動報告	61
(2) 主催者挨拶	5	3 平成28年度通常総会議題	
(3) 開催地挨拶	6	(1) 平成27年度 会務報告	63
(4) 来賓挨拶	9	(2) 平成27年度 会計報告	64
(5) 議題	10	(3) 平成27年度 会計監査報告	65
(6) 次回開催地挨拶	11	(4) 平成28年度 事業計画案	66
(7) 公開講演会		(5) 平成28年度 予算案	67
① 名勝の保護	13	4 会員近況	68
② 国指定名勝「旧伊藤傳右エ門氏庭園」の 保存と活用	34	5 第53回文庭協総会・私の筑豊紀行	74
③ 国指定名勝「藤江氏魚楽園」の 保存と活用	49	6 文化財指定庭園保護協議会会則	80
		7 理事会名簿	82
		8 会員及び賛助会員名簿	83



国指定名勝 旧伊藤傳右エ門氏庭園 福岡県・飯塚市

平成二十七年通常総会開催報告

平成二十七年五月二十八日(木)、二十九日(金)、福岡県において、第五十三回通常総会を開催しました。

第一日目は、のがみプレジデントホテルを会場として、理事会、総会及び公開講演会を開催し、翌日は旧伊藤傳右門氏庭園、藤江氏魚楽園を視察しました。

(一) 理事会

日 時 平成二十七年五月二十八日(木) 十一時～十二時三十分

審議事項 総会提出案件(総会議事参照)

(二) 総会

日 時 平成二十七年五月二十八日(木) 十四時～十五時三十分

出席会員 五十五会員

(他に委任状五十五会員)合計百十会員
平成二十七年総会日現在会員数 百三十二会員

(正会員百五会員 賛助会員二十七会員)

司会(事務局)

東京都建設局公園緑地部管理課

課長代理(事業普及担当)

青木喜伸

開会挨拶(事務局)

東京都建設局公園緑地部長

五十嵐政郎

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会

亀山 章

会長

開催地挨拶

福岡県教育長

城戸 秀明

福岡県飯塚市長

齊藤 守史

来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課

平澤 毅

文化財調査官

平澤 毅

議事

議長 文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

①平成二十六年 会務報告

②平成二十六年 会計報告

③平成二十六年 会計監査報告

監事

毛越寺庭園

④平成二十七年 事業計画案

⑤平成二十七年 予算案

⑥役員 の 選任

次回開催地挨拶

秋田県大仙市副市長

老松 博行

(三) 公開講演会

日 時 平成二十七年五月二十八日(木) 十五時四十分～十七時四十分

十五時四十分～十七時四十分

①名勝の保護

文化庁文化財部記念物課

文化財調査官

平澤 毅

②「旧伊藤傳右門氏庭園」の保存と活用

飯塚市歴史資料館 館長

嶋田 光一

③「藤江氏魚楽園」の保存と活用

藤江氏魚楽園

藤江 敬子

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会副会長

毛越寺庭園

藤里 明久

会報第52号

第53回文化財指定庭園保護協議会 総会
のがみプレジデントホテル 4階 大和

演 壇

会長
山 長 章

文化庁文化財調査官
平 澤 俊 毅

東京都建設局公園緑地部長
五十嵐 政 郎

福岡県教育長
城 戸 秀 明

旧池田氏庭園
老 松 博 行

飯塚市守史
青 藤 守 史

東京都建設局
青 木 喜 伸

飯塚市教育長
片 峯 長 誠

籠居庭園研究所
籠居道子

籠居庭園研究所
籠居竹之

毛越寺庭園
藤里明久

旧池田氏庭園
熊谷直栄

借来園
染井香栄

借来園
大曾根明

二条城二の丸庭園
小谷修

旧池田氏庭園
細川良隆

岡山後楽園
松野博昭

奈良公園
松原信行

仙臺園(附)花倉御仮屋庭園
川周作

旧池田氏庭園
池田泰久

岡山後楽園
伊賀裕

岡山後楽園
野崎正志

仙臺園(附)花倉御仮屋庭園
永田和寛

旧池田氏庭園
池田佳子

兼六園
小松原隆之

兼六園
藤田秀一

縮景園
松出和則

縮景園
梅田雅幸

旧伊藤傳右エ門氏庭園
毛利哲久

旧伊藤傳右エ門氏庭園
久保山博文

栗林公園
栗川一彰

縮景園
伊石富幸

瑞泉寺庭園
大下一真

隆長寺庭園
渡部裕一

藤江氏魚楽園
藤江千代美

藤江氏魚楽園
藤江敬子

高梨氏庭園
高梨左衛門

旧朝倉文夫氏庭園
朝倉文夫

藤江氏魚楽園
藤末吉隆

藤江氏魚楽園
藤井明夫

円覚寺庭園
原本咲子

青岸寺庭園
青水匡宏

藤江氏魚楽園
佐々木昭雄

光浄院庭園・善法院庭園
福家俊孝

光浄院庭園・善法院庭園
小林慶吾

旧秋田藩主佐竹氏別荘庭園
小野隆志

旧秋田藩主佐竹氏別荘庭園
丸野内胡桃

慈照寺庭園
植松隆

慈照寺庭園
植松隆孝

名古屋城二之丸庭園
今井孝司

名古屋城二之丸庭園
飯田祥次

兵主神社庭園
兵井昌宏

依田水佳園
依田代佳子

諸戸氏庭園
諸戸公子

玄宮楽々園
三尾次郎

観音院庭園
中村厚子

観音院庭園
中村彩恵

粉河寺庭園
逸木盛俊

粉河寺庭園
逸木和

観音院庭園
田中宏夫

医光寺庭園
家模原宗丈

本願寺大徳院庭園・本願寺講堂
藤山智海

美濃翠園
藤井清

円覚寺庭園
武久宗辨

康ヶ谷戸庭園
菊池正芳

琴ノ浦福山荘園
細川誠市

頼生寺庭園
頼生島裕道

向島百花園
丸田千晴

小石川後楽園
大道和彦

宗興寺庭園
宗山中弘子

宗興寺庭園
宗山中弘子

旧浜離宮庭園
浅見知穂

旧芝離宮庭園
江田浩之

毛利氏庭園
渡邊忠友

正善院庭園
正善院光深

旧浜離宮庭園
菅野雄太

旧古河氏庭園
横田俊恵

正善院庭園
鈴木瑞澄

正善院庭園
生田昭夫

康ヶ谷戸庭園
飯田和子

旧古河氏庭園
渡辺亜砂子

公益財団法人東京都公園協会
三浦貞夫

公益財団法人東京都公園協会
西山礼美

康ヶ谷戸庭園
久保武広

康ヶ谷戸庭園
穴水春子

公益財団法人東京都公園協会
松井修一

公益財団法人東京都公園協会
中井敏

中村石材工業
水田周一

御環繞事業計画研究所
吉村龍二

(一社)日本庭園協会
廣瀬慶寛

(一社)日本庭園協会
柴田正文

御石長
杉下素也

長瀬山田耕三
山田耕三

(一社)日本庭園協会
望月敬生

(一社)日本庭園協会
高橋康夫

御エム・オー・エーグリーンセンター
長澤好之

高橋裕一
高橋裕一

(一社)日本庭園協会
福永邦昭

(一社)日本庭園協会
小沼康子

浄智寺
松中徹

浄智寺
朝比奈恵暉

(一社)日本庭園協会
水本隆信

大通寺庭園
柴口成浩

旧伊藤傳右エ門氏庭園
御富士見園
木下照信

御富士見園
木下照信

御中根庭園研究所
御曾根行宏

御曾根将郎
御曾根将郎

旧伊藤傳右エ門氏庭園

六儀園
兵頭信二

旧伊藤傳右エ門氏庭園

旧伊藤傳右エ門氏庭園

旧伊藤傳右エ門氏庭園

開会挨拶

東京都建設局 公園緑地部長

五十嵐 政郎

当協議会の事務局を務めます東京都建設局公園緑地部長の五十嵐政郎でございます。第53回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、全国各地からご参集いただきました会員の皆様と、本総会開催に多大なご尽力をいただきました福岡県飯塚市教育委員会、旧伊藤傳右エ門氏庭園、並びに藤江氏魚楽園の皆様、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。また、本日も来賓としてご出席いただいております文化庁文化財部記念物課文化財調査官 平澤毅様には、日頃から当協議会の運営につきましてひとかたならぬご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年度は、岡山県の岡山後楽園を主催庭園といたしまして第52回総会が開催され、全国から多くの会員の皆様に足をお運びいただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、文化財庭園は、歴史的に大切な資産であるとともに都市に残された貴重な緑の空間として、また国内外から訪れる多くの方々の文化的観光拠点として、その価値は、近年、

ますます高まっております。昨年度の挨拶の中で、日本を訪れる外国人旅行者が急増しているという話をさせていただきましたが、昨年1千3百万人を超える方々が来日され、この増加が続いております。東京でも旧浜離宮庭園や六義園などで、多くの外国の方々をお迎えしております。今年の2月になります。今年2月になりまして、英国のケンブリッジ公爵殿下が初来日された際には、旧浜離宮庭園にご来園され、中島の御茶屋で裏千家 千玄室大宗匠のお点前で抹茶を楽しんでいただきました。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、より多くの外国の方々が日本を訪れることが予想されます。またその前年のラグビー・ワールド・カップでは、国内の12都市が会場になると聞いております。

全国各地には、本日お集まりの皆様が弛まぬ日々の管理により、過去から現在まで受け継がれてきた数多くの名園がございます。

この機会に、日本が誇るべき大きな魅力として文化財庭園を世界中の方々に見て、知っていただきたいと思っております。

都では、庭園の価値をより向上させ、国内外の多くの方々に、伝統的な日本文化である日本庭園の魅力に触れていただけるよう、旧

浜離宮庭園における「茶屋群」「延遼館」の復元や、小石川後楽園における「唐門」の復元などを進め、文化財庭園の保存、復元、そして管理に努めているところでございます。

本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者、管理者が一同に会する場でございます。様々な問題についてお互いの意見を交換できる貴重な機会であると考えてございます。

昨年からは、会員の皆様からアンケートの形で文化財庭園の管理について様々なご意見をいただいております。こうしたアンケートの結果もふまえまして、本日の当協議会でも、活発な情報交換をしていければと考えております。

最後になりますが、当協議会の更なる発展と、本日も出席の皆様のご健勝を祈念申し上げます。事務局を代表して開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。



五十嵐部長

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会会長

亀山 章

第五十三回文化財指定庭園保護協議会総会にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日は、全国各地からこれだけ多くの会員の皆様にお集まりいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

昨年は、岡山県で総会を開催しましたが、早いもので1年が経過いたしました。そして本日、ここ福岡県飯塚市でまた皆様にお会いすることができました、大変嬉しく思っております。

お忙しい中、私どもの総会開催をお引き受けくださいました、飯塚市の皆様、主催庭園の旧伊藤傳右工門氏庭園、視察地としてご協力をいただきました藤江氏魚楽園の皆様、その他多くのご関係の皆様、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

また、本日は来賓として、文化庁から、文化財調査官の平澤毅様においていただきました。そして福岡県からは公務ご多忙中にも関わらず、教育長の城戸様においていただいております。その他、県庁の皆様にもお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、議事並びに報告事項について、後ほど、事務局からご説明申し上げますのでご審議のほどをよろしくお願い致します。

総会の後は、例年のとおり公開講演会がござ

います。

三人の方にお願いを申し上げておりました、初めは、文化庁からおいで頂きました平澤様に文化財庭園を巡る最新の情報などのお話をしていただきます。

その後、飯塚市歴史資料館館長の嶋田光一様に「旧伊藤傳右工門氏庭園の保存と活用」についてご講演いただき、最後に、藤江氏魚楽園の藤江敬子様から「藤江氏魚楽園の保存と活用」についてのお話を頂戴することになっております。

なお、後ほど会報をご覧頂きたいと思っておりますが、皆様からのお声が事務局へたくさん寄せられております。また、この後の会議、講演会並びに懇親会におきまして活発な意見交換をしていただきたいと期待しております。このような活き活きとした協議会の動きを皆様方とともに支えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、先ほど五十嵐部長からもお話がありましたように、今、わが国では外国人旅行者が急激に増加しております、昨年もこれまでの記録を更新した外国人観光客が日本に訪れております。庭園を訪れる観光客も非常に多くて、奈良の依水園は外国人観光客が50%を超えていると聞いています。各地の庭園で非常に外国人の利用者が多いということが言われております。日本庭園は、自然風景式の庭園でございますが、これは世界で唯一の風景式の庭園でございます。ご存知のようにヨーロッパの庭園、あ

るいは中国や韓国の庭園で風景式のものはあるんですけども、これは形を固定して変化を許さないような形での風景式というものはありますけども、日本庭園というのは形を固定しておいて変化を認める、つまり四季の変化を、例えば花を見る、あるいは雪を見たり、月を見たりする日々の天気の変化がある、そういった形は固定しつつ、変化を認める、これが生きていく庭の素晴らしさだ。ですから庭は何度でも行きたくなる、そういうものなのだと思っております。こういうものを見ていただく、これは日本文化としての庭園の一番大きな特徴だろうと思っております。

本日おいでになりました皆様の庭園が、国民の宝として、末永く保護され、利活用されたいくともにも、皆様のご健勝をお祈りしたいと思います。

最後でございますが、重ねて、地元の飯塚市の皆様には大変なご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。開催のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。



亀山会長

開催地挨拶

福岡県教育長

城戸 秀明

皆さま、こんにちは。第五十三回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたりまして、地元福岡県としましてご挨拶を申し上げます。本日は全国各地からここ福岡県飯塚市にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。心より歓迎を申し上げます。

本県は古来よりアジアに開かれた文化交流の窓口でございますことから、数多くの、そして多様な文化財に恵まれております。県内の国指定の史跡、名勝、天然記念物の数は116件、全国でも3番目に多く、ここ飯塚市にも国指定の史跡大分廃寺塔跡(だいぶんはいじとうあと)や鹿毛馬神籠石(かけのうまこうごいし)、天然記念物鎮西村のかつら、そして名勝旧伊藤傳右工門氏庭園など数多くの文化財が存在しております。

県内には、旧伊藤傳右工門氏庭園のほかにも明日見学されます川崎町の藤江氏魚楽園など6件の国指定名勝庭園が存在しております。そのいずれも時代背景や地理的特性を巧みに生かした美しい庭園ばかりですので、

お時間が許されるのでございましたら、是非ご見学いただきたいと思います。

これら美しい庭園の価値が失われることのないよう日々管理を行い、多くの方々の目を楽しませている文化財庭園の所有者や管理者の皆様方のご努力に対しまして、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。心から。本日は全国各地で同じようにご尽力をいただいている方々がお見えになっております。福岡県教育委員会といたしましても皆様方の貴重なご意見ご指導をいただきまして文化財庭園の適切な維持管理や活用についてバックアップが出来るよう努力してまいります。

最後にりましたが、本協議会の益々のご発展と皆様方の一層のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。



福岡県城戸教育長

開催地挨拶

飯塚市長

齊藤 守史

皆さん、こんにちは。開催地を代表いたします。一言御挨拶を申し上げます。本日は、第53回文化財指定庭園保護協議会総会を飯塚で開催していただきまして、誠にありがとうございます。

名簿を見れば、本当に全国の北から南までの多くの皆様がご参加されていることに驚きながら、また心よりそのことに感謝を申し上げます。また心よりそのことに感謝を申し上げます。この飯塚市は、1市4町を十年前に合併いたしました。その当時は、13万5千人でしたけれども福岡県で4番目の都市、福岡市、北九州市、久留米市そして飯塚市という順で4番目の都市になりました。場所は、ちょうど福岡県の真ん中、中央に位置しております。古くは長崎街道の宿場町、この長崎街道は、黒田官兵衛さんが作られたと聞いております。九州に進出してくる際に非常にやはり県内の地域から反対されていたから、福岡のほうを通って行くんじゃないくて、こちらの道を通って、江戸のほうへ行くにしろ、進むにしてもですね、そうい

う意味でこの筑豊の長崎街道というのが出来たから、おそらくある意味では、長崎街道が出来て、石炭が発掘されて賑やかになったのは、官兵衛氏のお陰じゃなかるうかということも考えておりますけれども、近世、全国一の出炭量を誇る筑豊炭田でございました。そのために市内には文化財が数多く残っております。貴重な歴史遺産を生かした町づくりに取り組んでいるところでございます。

その中でも先ほどからお話が出てきていますけれども、本市が所有、管理しております名勝旧伊藤傳右エ門氏邸は、平成23年に名勝指定を受けまして、本市を代表する観光名所となっております。皆様もご存知だと思いますけれども昨年のNHKの連続テレビ小説「花子とアン」の登場人物であります伊藤傳右エ門氏のかつての妻で、歌人の柳原白蓮さんが暮らしたのが本邸でございます。この放映以降ですね、月を重ねるごとに入場者が増えております。今年の2月16日には一般公開以来、遂に百万人の来場者を突破しまして、いまや飯塚を超えて九州の目玉の観光スポットとなっております。今年の4月には、華道の池坊の家元の華展が伊藤邸でございました。11月には裏千家の宗匠がお見えになっ

て、茶会があるというような形で本当に広い意味で伊藤邸がご利用され、また知名度が広がっているのは本当に感謝しているところでございます。この旧伊藤邸は4つの居住棟と3つの土蔵を持ちまして、池を配置した広い回遊式庭園を持っている近代的和風住宅でございます。和洋折衷の調和の取れた美しさが魅力となっております。

この度、本協議会の総会が本市で開催されることは本当に有難いことでございまして、この機会をいただいておりますことに本当に感謝を申し上げますとともに、それぞれの専門の皆様の方から貴重なご意見やご指導が賜れるものと思っております。今後さらに適切な管理運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか2日間に亘り、宜しくお願いを申し上げます。

また、ちよつと余談でございますけれども、今年の9月からまた新たにNHKの連続テレビ小説「あさが来た」というドラマが始まるようでございます。このドラマは京都の出身で、大阪の豪商の加島屋に17歳で嫁がれました広岡浅子さんと言われる、明治の女傑と言われる方がモデルとなった放送が開始されるようございます。この広岡浅子さんと



齋藤飯塚市長

いうのは、本当に女傑で経営も携わっておりまして、大同生命も作られたりですね、学校も作られたということです。この飯塚との関わりは潤野炭鉱というのが、飯塚にありまして、その炭鉱も起こされて経営されたという人物でございますので、また飯塚がそこで出て来るのではなからうかと期待をいたしているところでございます。

どうか今日の総会の後に色々な形で、ご意見を賜れば、本当に心強いものとなりますので、宜しくお願いを申し上げます、簡単ではございますが、皆様のご来場を心より歓迎を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課文化財調査官

平澤 毅

皆さん、こんにちは。文化庁文化財部記念物課名勝部門の平澤でございます。

私はこの4月1日に名勝部門の文化財調査官に8年振りに再び着任いたしました。ただ日が浅いのでございますけれども、この文化財指定庭園保護協議会の総会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

私がこの文化財指定庭園保護協議会に初めて参加したのは、もう20年ほど前になります。ご存知の方もまだたくさんいらっしゃると思いますけれども、加藤允彦さんが奈良文化財研究所にいらっしゃる時に、お前もこの会に付いてこいと言われまして、鳥取県の観音院庭園の時に参加させていただいたのが最初でありました。それ以来、この文化財指定庭園保護協議会に色々お世話になっているわけでございますけれども、歴代の安原啓示主任文化財調査官、加藤允彦主任文化財調査官、そして本中眞主任文化財調査官の下で名勝の保護に取り組んで参りました。その先輩方を引き継ぐかたちで、現在は、私ともう一人、青木文化財調査官の二人で、これから皆

さんの色々お手伝いをさせていただければと思います。

特に、この文化財庭園につきましては、皆様の様々な状況の中でのご苦労という事に關しまして、この十数年来、色々ご相談もさせていただいていますし、最近では亀山会長とも色々なご議論をさせていただいております。また後ほどお話を申し上げますけれども、やがて名勝の指定も四百件近くになりつつあるというところでもございますし、登録の制度もこの名勝の關係は、とても活発にさせていただいていきます。文化財庭園というのは、例えば、建造物であったり、遺跡であったりという他の文化遺産に比べますと、その数は相対的に限られているということがございますから、一つ一つをどのように大切にしていくなか、また改めて名勝としてどうしていくか、ということについて皆さんと一緒に考えてさせていただきます。

今回、協議会が開かれるこの飯塚市の旧伊藤傳右エ門氏庭園につきましては、指定される前に二度ほど寄らせていただきましたが、暫くぶりでございます。とても楽しみして参りました。また、古くから色々とお話させていただいている庭園の所有者の方々ともこうしてまた一同に会することが出来まして、

改めてこれからの責務について身を引き締め、考えて参りたいと思います。

最近の動向につきましては、後ほど講演の中で皆さんにご紹介をして参りたいと思っておりますけれども、今後、その他のことを含め、色々御苦労を個別にお聞きすることが出来ればと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

最後に、この度、これからの文化財庭園の保護に欠かせない総会開催にご尽力くださいました飯塚市、川崎町、福岡県の関係者の方々、文化財指定庭園保護協議会事務局の皆様へ深く感謝を申し上げます。私のご挨拶と致したく存じます。



平澤調査官の挨拶

平成 27 年度通常総会 議題

- (1) 平成 26 年度 会務報告
- (2) 平成 26 年度 会計報告
- (3) 平成 26 年度 会計監査報告
- (4) 平成 27 年度 事業計画 (案)
- (5) 平成 27 年度 予算 (案)
- (6) 役員 (監事及び理事) の選任

上記議題について、会報第 51 号に掲載した内容のとおり承認された。

次回開催地挨拶

大仙市副市長

老松 博行

ただ今ご紹介頂きました大仙市副市長の老松博行と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

本来でありますと、大仙市長であります栗林次美が参りまして、皆様方に親しく御挨拶させていただくところでございますけれども、あいにく市議会の会期中ということで、抜けられませんでしたので、御許しをいただきたいと思いたす。代わって、私の方からご挨拶をさせていただきます。

本日は、第五十三回文化財指定庭園保護協議会総会が御来賓の皆様、並びに全国各地の文化財指定庭園の関係の皆様のご臨席のもと、このように盛大に開催されますこと、心からお祝い申し上げます

また、この度は当市を次回の総会開催地として認めていただきまして、本当に心から御礼を申し上げます。

秋田県大仙市は、日本有数の米処、秋田県の南部、風光明媚で豊かな農村景観が広がる仙北平野という所に位置しております。日本三大花火大会の一つとされており、全国花火競

技大会「大曲の花火」の開催地でも知られております。

この大仙市を代表する庭園が旧池田氏庭園であります。秋田県内の庭園としては初の国指定名勝になった庭園でございます。旧池田氏庭園につきましては、かつて東北三大地主と称され、地域の公益事業に大きく貢献された池田家が近代造園の祖とされる長岡安平に設計を委ね、明治から大正にかけて作ったもので、本家庭園及び分家庭園の二つで構成される面積約一万八千坪の池泉回遊式の日本庭園でございます。

庭園の国指定が平成十六年でありました。そして平成十九年には池田家から大仙市に御寄付をいただきまして、現在、文化庁から御指導と御支援をいただきながら、大正時代を復元年代といたしまして、計画的に整備を進めていくところがあります。旧池田氏庭園の特徴といえます。高さと直径がともに四メートルの日本最大級の雪見灯籠、そして大正時代に地域の青少年のために図書館として建てられた鉄筋コンクリート造りの白亜の洋館が挙げられます。この洋館は、来客用の迎賓館としても利用された建物であり、壁紙にはかつて国会議事堂で使われていたものと同種の金唐革紙が使用され、外壁は白磁のタイルが貼られるなど、まさに大正ロマンを感じさせる洋館であります。

また、観賞の対象となる庭園の整備とともに現在進めておりますのが、庭園の顕彰活動であります。貴重な庭園を地域の財産として、また文化として後世に残そうということで市民団体として発足した池田家顕彰会の皆様と一緒に、活動に取り組んでいるところであります。池田家顕彰会におきましては、歴代の池田家当主が地域を理想郷にしようと呼びかけるとともに、池田家の精神として地域で長く語り継がれてきた「地域共栄」という考えに基づきまして、庭園ガイドを始めとした様々なボランティア活動に取り組んできたところでありました。こうした官民一体となった地道な活動が実現しまして、平成二十四年には、皇太子殿下の行啓を賜り、昨年、平成二十六年度には国民文化祭・あきた二〇一四の会場の一つとして選ばれたなど、様々な光栄な機会に恵まれております。今後ともこの旧池田氏庭園を秋田県大仙市における文化行政推進の重要な拠点として位置付け、引き続き庭園の整備、そして訪れる方々に喜んでいただけるような公開活動を進めてまいりたいというように考えております。

本日は、先ほどご挨拶をいただきましたけれども、庭園を御寄付いただきました池田家の第十六代当主であります池田泰久様ご夫妻も一緒に参加させていただいております。来年の総



大仙市 老松副市長

会では、池田当主、大仙市、関係者一同が皆様のお越しをお待ちしておりますので、是非、詩情豊かな「みちのく秋田」に御運びをいただき、農村の山峡景観に浮かぶ旧池田氏庭園、奥羽の山並み、秋田富士と別名のある秀峰「鳥海山」の新緑などを愛でていただきたいと思います。

結びにあたりまして、本日の第五十三回文化財指定庭園保護協議会総会を契機といたしまして、本協議会が益々ご発展されることをご期待申し上げますとともに、本日御参集の皆様方の一層の御活躍と御健勝を心から御祈念申し上げます。簡単ですが次回開催地、秋田県大仙市としての御挨拶とさせていただきますと思います。本日は、誠にありがとうございます。

公開講演会「名勝の保護」

文化庁文化財部記念物課文化財調査官

平澤 毅

毎年、この講演では名勝の最近の状況をお話してきたところです。来年度以降におきましては、もう少し違うお話しもいたしたく思いますが、まず、担当も変わりましたところで、この度もまず改めまして、昨年度の状況と最近の検討などを皆さんにお話ししたいと思えます。(19頁・配付資料1下段)。

私たちが取り組んでいる文化財庭園でございませぬけれども、文化財保護法の中に「記念物」という文化財に属するものとして所管しております。若しくは皆さんお持ちの庭園の中には、建物が重要文化財に指定されているということもあるかと思えますけれども、庭園については、記念物という分野で取扱ひさせていただいております。

文化財保護法では、有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という六つの種類の文化財を規定しております、それに応じた指定、選定、認定、それから登録の制度も持つて、取り組んでおります。

私たちがここで一番関心を持つている文化財庭園でございませぬけれども、記念物の中でも特に名勝という分野で取り扱っております。

こういうことは、すでに皆さん十分にご存知だと思えますけれども、改めてこういう体系になっているということをお知らせしたいと思います。(20頁・配付資料2上段)。

この文化財の中でも記念物は、一群の土地に刻まれた物語とか、そういうものを顕彰する文化財でありますけれども、その中で特にこの「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地」という中で、庭園はその筆頭で、芸術上、観賞上非常に価値が高いというものの例示の代表となっております。(20頁・配付資料2下段)。

文化財保護法の中で記念物の名勝地というのは、芸術上、観賞上の価値というところを重点的に見るのだということでございますけれども、特に「観賞」ということを全体として用いております。この点について、改めて皆様を意識していただきたいということで、お話ししたいと思います。(21頁・配付資料3 上段)

この「観賞」の「観」の字に「賞」を書く「観賞」というのは、一般に「見て楽しむこと、見て賞翫すること」であります。皆様がお持ちであつたり、手入れされたりしている文化財庭園の多くは、必ず自然とともにあります。その自然と人の営みとで出来ている全体が庭園ということになるわけですが、その価値は「観賞」という中に含まれております。いわゆる「文化財」の場合は、この二番目の「図鑑」

の「鑑」に「賞」という「鑑賞」の文字をよく使うのですけれども、これは主に人が創作して芸術作品としてつくられたものの芸術性の根幹を理解し、味わうという意味のようであり、文化財保護法第二条第一項第四号における記念物の規定で、名勝地に対して用いている「観賞」は、そういうことのほか、この世界に存在するものすべてを含めて見て楽しむということでもあります。私たちが深い関心を持つている文化財庭園は、見て楽しむということととても関連していますので、例えば、その日々の健康診断というか、皆さん毎日、庭を見られていて、見て楽しい度合いがどれくらいであるか、そういうことが一つの基本的な庭園の健康状態を診断する基本になると思えます。この「観賞」ということは、単に見るといふ、受動的に何かあるものが情報として入ってくるということではなくて、やはり見る側の観察する関わりですね、直接的関わりがある中で、芸術性とか具現化された美しさというものを積極的に感じるという行為ですので、単に庭園が良い状態かということだけではなく、手入れをされる方や来訪されて庭園を観賞される方など、庭園に接する人びとが主体的な意味でどのように関係していくのか、そういうことが重要な意味での「観賞」ということになります。

名勝一般の関係で「風景」ということを考

えていきたいと思えますけれども、一般に風景という時に、私たちが眺めたり、接したりする環境があります。(21頁・配付資料3 下段)

それが良いとか、少しここは良くないなとか思ったりするわけですけれども、実は私たちは環境そのものをすべて情報として知ることが不可能なわけです。そうすると、ある歴史とか文化、社会、経済、芸術、信仰とか、自らの基盤となる背景によって作られているフィルムターというものを通して見えています。私たちが文化財保護制度の中で保護しようとしているのは、環境の対象の物理的な範囲でありますけれども、文化財庭園も含んだ名勝というものの保護を考えると、私たちがどうのようにそれを見ているのかというところにとっても重要性があるわけです。それで、名勝の場合は、それを審美的な観点から価値を見出だして、それを保護するためにその対象をどうするのかとか、実際に人びとの活用をどうするのかということがあります。それで一方、もう一つ、景観ということに関連する文化財で平成十六年以降、十年ほど迎えましたけれども、「文化的景観」という分野がございませうが、この文化的景観については、むしろそういう見方を発生させる社会の在り方とか、生活、生業、風土の文化性というものに重点を置いて、施策を講じていくというものであります。ですから、一つまず文化財庭園を含む名勝

ということを考えるときは、「風致景観の審美性」というものをどのように理解し、それを踏まえてどのように保護していくか、ということになりませう。

そのような名勝が文化財保護法第九十九条によりまして、名勝に指定もされませうし、もう一つ新しいこの十年ほど前に出来ました制度、登録記念物のほうに百三十二条のほうで登録するということがあります。(22頁・配付資料4 上段)

特に登録記念物のほうは、活用のために特に措置が必要であるということ、厳格な保存というよりも、それがあつていいことを知っていただくということ、少し緩やかな保護制度になつていませう。

一方、第九十九条で指定される名勝につきましては、こういう指定基準になつておりまして、「わが国の優れた国土美として欠くことができないものであつて」とあることに注目していただきたいと思います。(22頁・配付資料4 下段)

ですから、皆さんが所有し管理されている名勝に指定されている庭園は、「わが国の優れた国土美として欠くことができないもの」ということで指定をされているということですから、やはり日々、観賞されて健康状態がどうかということ、まずは国土美の一部としてどうかということになるかと思ひます。

現在、名勝は三九三件指定されていますが、昨年度春秋と諮問、答申したものが数多くありますので、昨年度の数よりだいぶ増えている感じでございますが、この中でいわゆる庭園というふうに分類されるものが二一八件の指定があります。(23頁・配付資料5 上段)

ただ、この一件の指定の中に複数の庭園を含んでいるものもございませうので、大体、名勝庭園と言われるものの数としては、二四〇ほどあるということになると思ひます。それで、三九三件のうち、公園、庭園、橋梁などの「人文的なもの」が二二八件、峡谷、海浜、山岳などの「自然的なもの」が一六五件あります。三九三件のうち、半分以上が庭園ということですから、日本の名勝保護制度運用の特徴的な類型は、皆さんが所有管理、手入れされている「文化財庭園」ということになりませう。名勝指定の多い県は、こういうかたちになつておりまして、庭園については、歴史の必然からとも申し上げることができると思ひますが、京都を中心とした近畿圏、それから東京に指定が多いということになつております。(23頁・配付資料5 下段)

勿論その発展を踏まえて、日本には北から南まで普遍的に庭園があるということにも注目しなければなりません。この点は皆さん普通だと思われているかもしれませうが、世界の諸国の状況を見れば、これほど永きに亘つ

て、しかも国土のあまねく様々な地方に庭園があるというのは、極めて稀有な状況であります。また、そうゆうお話は、別の機会を捉えてお話ししたいと思えますけれども、日本ではそういう特徴あることになっているということで、私たちの努力としては、日本の各風土、各地の文化、歴史を踏まえた名勝地の保護、それから顕彰がもつと進むようにということを取組を進めております。

この名勝保護制度における指定の経過を見ると、このようグラフになるのですが、最初、史蹟名勝天然記念物保存法が大正八年（一九一九）に制定され、そして大正十一年（一九二二）から名勝の指定が始められますけれども、だいたい、これまでの三分の一くらいの期間に三分の二くらいの数の名勝が指定されてきています。（25頁・配付資料7 上段）

庭園の指定は、このよう曲線で、戦争の時期は少し緩やかになりますけれども、一貫して保護を図るということで指定が重ねられてきました。

ところが、自然的名勝のほうは、国立公園の制度の運用、そして戦後の自然公園の制度の運用との兼ね合いもあって、暫くこのように低調でありました。（25頁・配付資料7 下段）

文化財保護法が制定・施行された時点では、自然的な名勝のほうが多かったのですけれど

も、それも特に庭園に指定の重点を置いていくという方針の中で、このグラフにあるように昭和五十六年（一九八一）に自然的な名勝と庭園の指定の数が同じになって、それ以降、庭園のほうが件数の伸びが大きかったので、現在は、名勝指定の半分以上を庭園が占めているという状況にあります。（26頁・配付資料8 上段）

一方、例えば青森の大石武学流でありますとか、そういう地方の風土や歴史文化に根付いた特徴的な庭園の保護に取り組んでいこうと、これは文化財指定庭園保護協議会の会長もされて、以前は名勝と天然記念物の主任文化財調査官をされていた吉川需先生が相当に重要だということで取り組まれてきたところもありましたが、特に平成十年（一九九八）以降、記念物課でもそのことを明文化して、きちんとやっつけていこうということになりました。庭園につきましては現在、この平成十年以来、各地方の伝統的な庭園のうち、当該地域の風土的特色を示し、以て我が国の文化の多様性を代表している庭園の指定保護を重点的に取り組んでいこうということが明文化されています。（26頁・配付資料8 下段）

それから、一九七〇年代前半以降、色々な庭園の遺構が発掘されたりして、その中で修復を図って保護していくことも定着する中で、そういうものも重点的に取り組んで

いきましようということになりましたし、近代以降のものについても、時代の特色を表している優秀であるというものの保護も重点的に取り組んでいきたいと思います。その他にも、一群の連続性の下に価値を発揮しているものという、そういう観点がありますけれども、例えば、延暦寺坂本里坊庭園の一〇の庭園を一つの指定で措置していただきますけれども、個々の個性に加えて、一体としてあることに欠かせない価値があるということと、その他にも鹿児島県の知覧麓庭園や志布志麓庭園など、そういうものを一体的に評価して、保護を図っていこうということもあります。

また、平成十七年から施行されている登録記念物の制度においては、このように「地域の造園文化の発展に寄与している庭園」、「時代を特徴づける造形をよく遺している庭園」なども対象としています。（27頁・配付資料9 上段）

登録の方針でも、主にその活用とか存在の認知というところに重点を置いてありますけれども、庭園にあつては主として近代以降のものであつて、消滅の危機にさらされているものを重点的に登録をするとしております。ただし、これは重点方針ですので、その他のもの、すなわち、近世からあるような庭園についても登録している事例もあります。（27頁・配

付資料9 下段)

そうした色々な状況がありますので、文化庁のほうでも、特に「近代」の庭園・公園に関する全国的な状況を把握しないといけないというところで、調査を実施いたしました。(28頁・配付資料10 上段)

この成果については、平成二十四年(二〇二二)六月に報告書がまとめられまして、その中で事例としては全体千五百くらいの情報を得まして、重要なものが百数十件あるだろうということを確認しましたし、また、こういう近代の庭園・公園について成果を得たものですから、それ以外のものについても所在調査を図ろうということで、引き続き行った調査が二番目にあります「名勝に関する総合調査」ということで、こちらのほうも、未指定、未登録の、これは主にその近代の庭園・公園を除いた数字になりますが、三千四百件余りの事例について確認しています。

調査で得られたこのような状況も、すべての情報を得られているわけではないので、まだまだ皆さんがお住まいのところにも、庭園のみならず、風土を成す名勝地の中で危機に瀕しているものもございますし、それが風土を成すという点で皆さんがお持ちの庭園とも非常に関連しているということもございませぬので、そういった情報も、さらに皆さんからお寄せいただけますと、また、そのところに

力を注ぐことも出来るというふうに思います。なお、最近の特に色々な傾向につきましましては、平成二十四年の十月号の「月刊文化財」のほうにも「名勝の保護」ということで特集企画を立てておりますので、また改めてご覧いただければと思います。

これまで名勝に関しては、いわゆる史跡名勝天然記念物の保存整備事業ということで、修理のほうの補助事業を中心に取り組まれてきたわけですけれども、そういう全国の色々な状況を改めて確認し、そして個別の庭園の指定保護に向けた準備などをお手伝いできないかということ、一部、平成二十三年から委託事業のあたりでプログラムを実施して参りました。そして、これが一定程度の成果を得てきたこともあって、今年度から名勝地について調査費用庫補助事業を立ち上げることが出来ました。(28頁・配付資料10 下段)

これは、基本的には地方公共団体を補助事業者とするわけですけれども、庭園に関して言えば、新たな指定保護のために実測図を作成したりする詳細調査もありますので、また色々、ご相談いただければと思います。なお、庭園に關しましては、少し前になりますけれども、平成十八年(二〇〇六)に「月刊文化財」で「庭園の保護」という特集も組みましたので、改めて宣伝をさせていただきます。

(29頁・配付資料11 上段)

それで、文化財庭園の保護に関連する諸団体につきましては、この設立から五十年を超えた文化財指定庭園保護協議会(文庭協)がございませぬし、もう一つは選定保存技術「文化財庭園保存技術」の保存団体である文化財庭園保存技術者協議会(庭技協)というのがあります。この間、庭技協のほうには、文庭協のほうから色々ご協力もいただいで、樋渡会長の

ときから、毎年、秋の文化財庭園フォーラムのセッションのコーディネーターをしていただいたりしておりますけれども、先ほど庭技協事務局次長の吉村さんのほうからもご紹介がありました。特に所有者、管理者の方にも庭園の技術者が何をどのようにしているのかというのをよくよく見ていただいたり、ご相談いただいたりする機会を設けまして、併せて文化財庭園保護関係者の交流を図っていくということ、庭技協の方でもお考えのようです。文庭協の運営委員会のほうでも議論を進めていると聞いておりますので、またそういう情報をお互いの団体で交換していただけると、私も文化庁のほうといたしまして、また、それに対してどのように支援しているかというところが、より具体的に検討することが出来ることにもなりますので、その点はどうぞ宜しく願ひ申し上げておきたいと思ひます。(29頁・配付資料11 下段)

文化財庭園保存技術は、概ねこの七つの組

合せでできておりまして、庭技協では技術研修会を開催しています。(30頁・配付資料12上段)

来年は、秋田県大仙市でこの総会が開かれるというところで、これは、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園で行われた研修の様子ですが、左下の写真にありますけれども、出来栄をお集まりになられた一般の方々にもご紹介をするということで、こちらのほうも技術の普及であるとか伝統技術の重要性についてのご理解を広めようというところでありませう。

(30頁・配付資料12 下段)

震災の復興にも関連して、先ごろは、東北の方で研修会を開催することも多く、来月実施するのも気仙沼ですが、例えば、この写真の上段が研修する前、下段が研修した後ということ、評議委員の尼崎博正先生が特に技術者とよく議論しているのは、例えば樹木剪定などは、単に繁茂した樹木を切るということではなくて、樹木の切り方によって庭園の「空間」をどうやって作り上げていくのか、そういうことを意識して、常日頃、修練を積んで、親方たちの指導の下に若い人たちが研鑽を積んでいると、そういう一貫の中で取り組まれています。(31頁・配付資料13 上段)

他にも岩手県の事例として盛岡市中央公民館にある旧南部氏別邸庭園の事例が左側、右側が登録記念物になっている盛合氏さんの所

の津波で庭園が土砂に埋もれて、一般の土砂は何とか処理をしたのですけれども、庭園の空間をもう一度きちんと再生をしていくという取組をしています。このような作業されているのを是非、庭園の所有者、管理者の方には、実際にご覧になっていただきたいと思ひます。(31頁・配付資料13 下段)

最後に、去年、指定・登録の諮問・答申を行った案件がたくさんありますが、少し写真と簡単な解説をして、皆さんのお近くにあるもの、それから関心を持たれたものについては是非、現地に足を運んでいただければと思ひます。(32頁・配付資料14 下段)

まず、一つは去年の春に諮問・答申をしまして、十月六日に告示になりました指定庭園が三つ、自然的なものが二つ、それから登録は庭園が四つあります。一つは、皆さんご存知の重森三玲先生の昭和十四年(一九三九)の作品になります、東福寺本坊庭園、これは特に客殿の北庭、それから東庭、南庭で登録を構成しております。それから京都府八幡市にあります松花堂及び書院庭園。それからもう一つ、同時に重森先生の昭和二十八(一九五三)の作品で、これは色々、評価に対して異論もあるということはお伺いしておりますけれども、一つの重要な作品として、この岸和田城庭園(八陣の庭)です。これは天守の上から見るということ従来に無い庭園の視点を提案したということ

でもよく知られていますけれども、こういうものも名勝に指定されました。自然的なものでは、長崎県五島市の三井楽、それから沖縄県与那国島のティンダバナという自然風景、それから登録については、先ほど庭園群としての、というお話をいたしましたけれども、長野市のほうにあります水路で全体を成している町割りの中に、一連のものとして造られている庭園であります、今井氏庭園、半田氏庭園、それから宮澤氏庭園というものが登録されています。それから大阪府阪南市の南氏庭園ということ、これは明治のだいぶ早い時期のものですけれども、こういうものも登録されています。

秋の諮問・答申では、登録がこの四つの庭園、指定が十ありました。(33頁・配付資料15上段)

指定の関係は、自然のものが多くありましてけれども、茨城県大子町の袋田の滝というもの、それから庭園の関係では千葉県松戸市の旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)というので、先日、盛大に指定の関係の記念行事があつて、だいぶ多くの方々がいらしたと伺っておりますけれども、これも明治の時代を代表する意匠を持つ庭園です。それから、千葉県佐倉市の旧堀田氏庭園で、こちらも地形を生かした、そして時代を反映するような意匠を持つ庭園です。それから、東京大学の本郷キャンパスの中

にあります懐徳館庭園、こうゆうものも指定させていただきました。それから新潟県新潟市の旧齋藤氏別邸庭園。福井県越前市のほうでは三田村氏庭園というもので、これは特に幕末の絵図、指図と非常に照合されるということで、学術上の価値というものが注目されています。それから、自然的なものでは、福岡県柳川市の水郷柳河というものと、それから庭園のほうでは福岡県築上町の旧蔵内氏庭園ということ、これはまた詳細な調査というものを今も少し続けている部分がありまして、またこれからも取組が重要なところ、それから、自然的なもので一つ、これはいわゆる八景のようなものですけれども、長崎県の平戸領地方八奇勝というもので、平戸とありますが、場所は隣の佐世保市にありまして、一連の風景地からなるものです。同じようなところで、熊本県の肥後領内名勝地というもので、これは滝を一つの重要な主題とするものですが、滝以外の岩屋の部分もあるというものになります。それから登録では、岩手県盛岡市にあります南昌荘庭園で、これは造営年代が明治十八年（一八八五）ということで、この年代のものが、しかも盛岡にあるということとはとても注目されるべきことでもありまして、さらにここは、特に屋敷を残してほしいというところで、有志でNPOの管理で何とか保存してきたというものもあります。それか

ら、大分県日出町にあります旧成清博愛別邸庭園（的山荘庭園）というものがあります。それから、これも以前から課題になっておりましたところで、ようやく宮崎県の日南市のほうでも何とか出来るようになりました旧報恩寺庭園と旧伊東伝左衛門庭園と、これはこちらの名勝旧伊藤傳右エ門氏庭園と名前が非常に似ていますけれども、これは飢肥の町並みにある別の庭園で、これに続く一連のものもまだあるということになります。

このように全国に色々な名勝地がありますけれども、こうして遺ってきたものが将来、遺るかどうかということは、実は分からないわけです。（33頁・配付資料15 下段）

ところが、私たちがこのように、伝わってきたとか、遺っているとか、こうゆう状態を受け止めて、そしてこれを生かしていこう、育んでいこうというところに文化財庭園の、そして、名勝の将来もあるというふうに思います。それで、先ほどの指定・登録のような案件をこれから皆様にお知らせしていきますから、そうゆうところにも関心を持っていただいて、お住まいの地域を知り、また、風土・国土を知って、それに触れて、そのことがまた将来に繋がるといふことになりますので、皆さんどうぞ、色々な情報交換をこのような機会を捉えて、また諸所、私のほかにも、名勝部門の青木のほうも皆さんのところにお伺いすることに

なると思いますので、色々な情報について私たちのほうからお伝えしますし、皆さんからもご意見などいただければと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。また、次回には、そうしたことにも関係する別のお話をしたいと思っております。本日はこれにて終わりにしたいと思います。ご静聴、どうもありがとうございました。



平澤調査官の講演



文化財指定庭園保護協議会
2015年5月28日(木)

名勝の保護

文化庁文化財部記念物課
平澤 毅

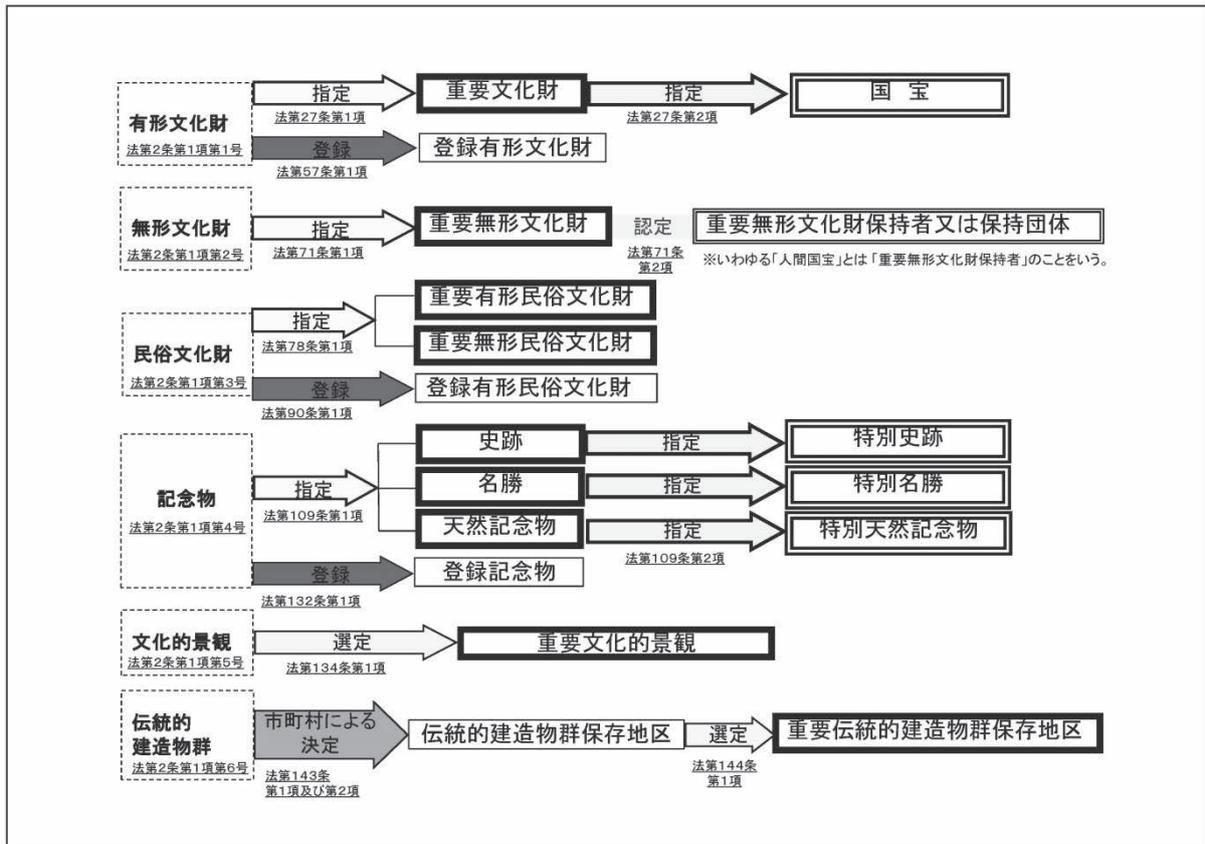
文化財保護法における 文化財及びその保護の体系

【法第2条】

- 有形文化財
- 無形文化財
- 民俗文化財
- 記念物
- 文化的景観
- 伝統的建造物群

【法第92条・法第93条】

- 埋蔵文化財
- 【法第147条】
- 文化財保存技術



記念物（文化財保護法第2条第1項第4号）

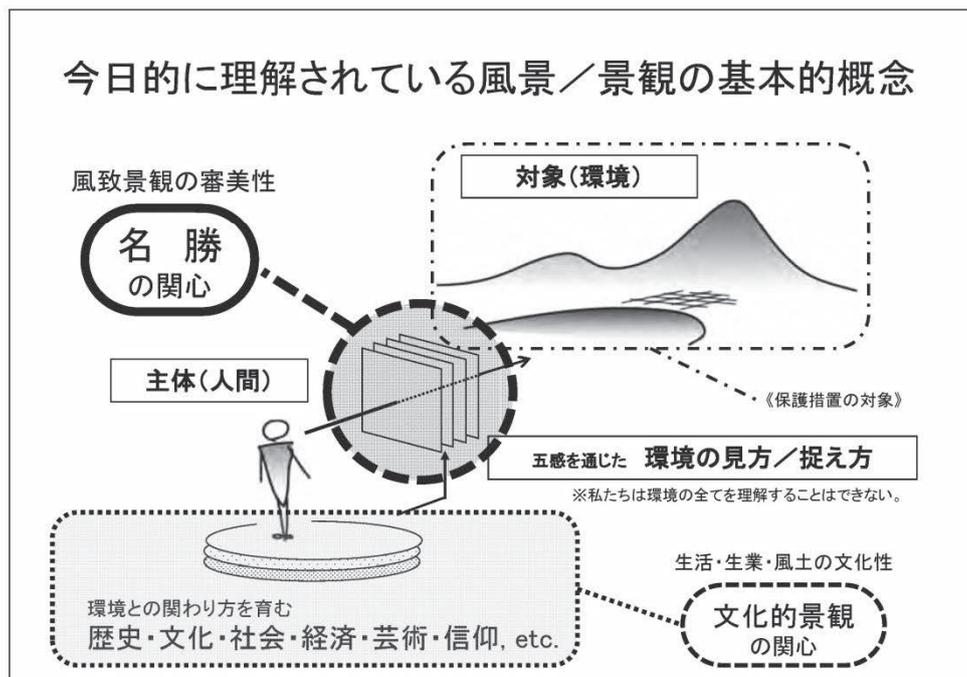
貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、**庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの**並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

「観賞」?、「鑑賞」?……「観照」?

- ◎ 「観賞」 見て楽しむこと。見て賞翫すること。
- ◎ 「鑑賞」 芸術作品を理解し、味わうこと。
- ◎ 「観照」 主観を交えずに対象を冷静にみつめること。

対象に、直接的かつ積極的に関わり合うことによって、対象の中から具現化された美的なものを見出すこと

今日的に理解されている風景／景観の基本的概念



Original Copyright@ONO Ryohei 小野良平(The Univ. of Tokyo) * revised by HIRASAWA Tsuyoshi

【名勝の指定に係る文化財保護法上の規定】

● 文化財保護法第109条

第1項 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下、「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

第2項 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下、「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

【登録記念物(名勝地)の登録に係る文化財保護法上の規定】

● 文化財保護法第132条

第1項 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

文化財保護法下における名勝の指定基準

昭和26年(1951)5月10日、文化財保護委員会告示第2号

- 次に掲げるもののうち、わが国の優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの
 1. 公園、庭園
 2. 橋梁、築堤
 3. 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
 4. 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
 5. 岩石、洞穴
 6. 峡谷、瀑布、溪流、深淵
 7. 湖沼、湿原、浮島、湧泉
 8. 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
 9. 火山、温泉
 10. 山岳、丘陵、高原、平原、河川
 11. 展望地点

分類	件数	備考(指定件数の少ない分類及び特別名勝の指定物件)
公園	人文的なもの 228	●名勝及び史跡小石川植物園(東京都)、●名勝山手公園(神奈川県)、●名勝円山公園(京都府)、 ●名勝再度公園・再度永久増生保存地・神戸外国人墓地(兵庫県)、●名勝奈良公園(奈良県)、 ●名勝鶴岡公園(広島県)、●名勝平和記念公園(広島県)、●名勝琴弾公園(香川県)
庭園		●特別名勝毛越寺庭園(埼玉県)、●特別名勝深六園(石川県)、●特別名勝一雲谷朝倉氏庭園(福井県)、 ●特別史跡及び特別名勝平城京朱雀二条二坊古跡庭園(奈良県)、●特別名勝平城京東院庭園(奈良県)、 ●特別名勝阿山後庭園(岡山県)、●特別名勝孫林公園(香川県)、●特別名勝銀名園(沖縄県) [三重県府(13件)・東京都(3件)の特別名勝は多数に及びるので記載を省略した。]
橋梁		●名勝猿橋(山梨県)、●名勝鈴帯橋(山口県)
花樹	自然的なもの 165	
緑樹(松原)		●名勝高田松原(埼玉県)、●名勝気比の松原(福井県)、●名勝三保松原(静岡県)、 ●名勝豊野松原(兵庫県)、●名勝入野松原(高知県)、●特別名勝虹の松原(奈良県)
岩石・洞穴		
峡谷・溪流		●特別名勝及び特別天然記念物扇形峡谷附猿形ならびに奥鐘山(富山県)、 ●特別名勝御岳昇仙峯(山梨県)、●特別名勝及び特別天然記念物上高地(長野県)、 ●特別名勝及び天然記念物源八丁(三重県・奈良県・和歌山県)、●特別名勝三段峡(広島県)
瀑布		
湖沼		●特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流(青森県・秋田県)、●名勝三方五湖(福井県)、 ●名勝富士五湖(山中湖・河口湖・西湖・精進湖・本栖湖(山梨県))
浮島		●名勝大沼の浮島(山形県)
湧泉		●天然記念物及び名勝楽寿園(静岡県)
砂嘴		●特別名勝天壇立(京都府)
海浜		
島嶼		●特別名勝松島(宮城県)、●特別史跡及び特別名勝巖島(広島県)
火山・温泉		●名勝別府の地獄(大分県)、●名勝及び天然記念物米塚及び草千里ヶ浜(熊本県)
山岳		●特別名勝富士山(山梨県・静岡県)
丘陵・高原・平原		●名勝大和三山(香川県・徳島県・岡山県)
河川		●名勝木曾川(岐阜県・愛知県)、●名勝水郷柳河(福岡県)
展望地点		●特別名勝温泉岳(長崎県)
*複合的なもの	●名勝ピカノカ(北海道)、●イーハトーブの風景地(埼玉県)、●名勝おくのほそ道の風景地(埼玉県ほか10県) ●名勝平戸福地方八奇蹟(平戸八景)(長崎県)、●名勝肥後領内名勝地(熊本県)	
合計	393(36)	

名勝の指定が多い地域(～2015.3)

京都府59件 滋賀県22件 島根県15件
福井県15件 奈良県13件 岡山県12件
山口県12件 東京都12件 和歌山県10件 愛媛県10件

} 180
} 393

【庭園】(+公園:京都府1件、奈良県1件)

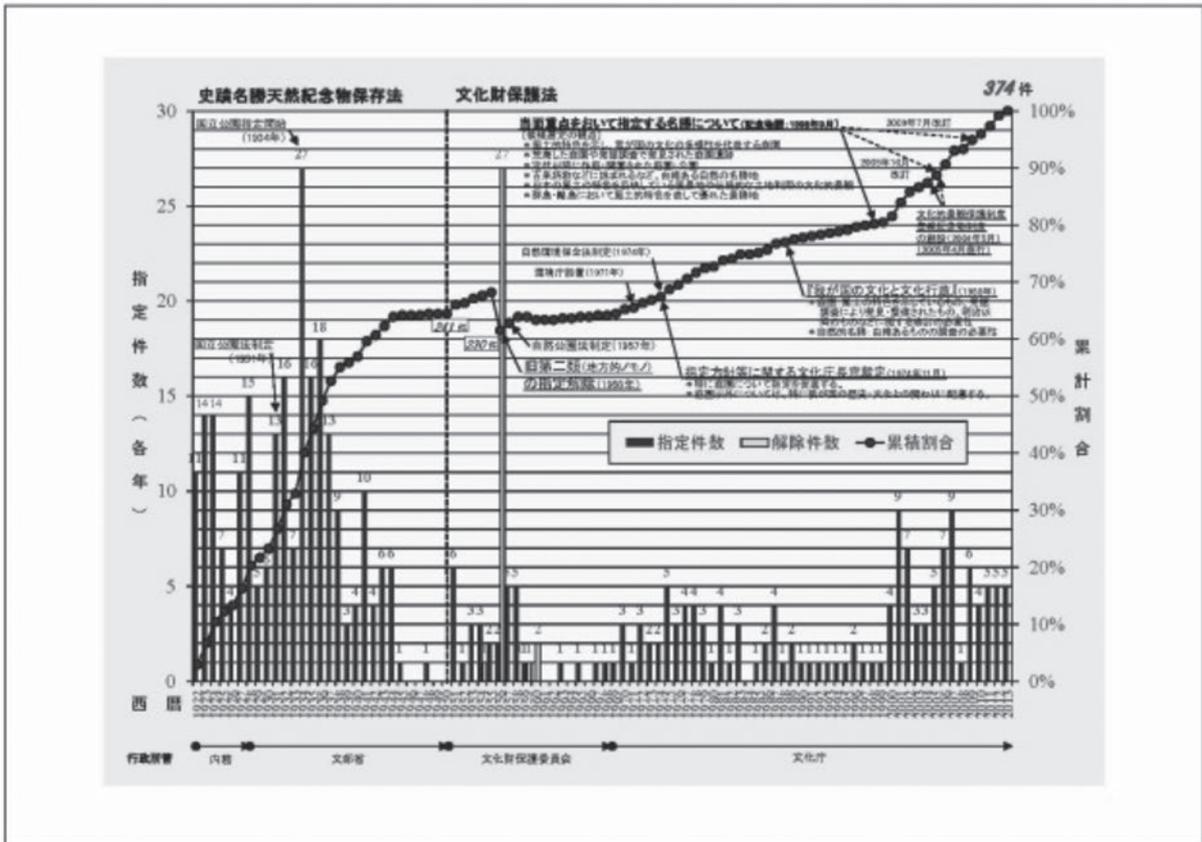
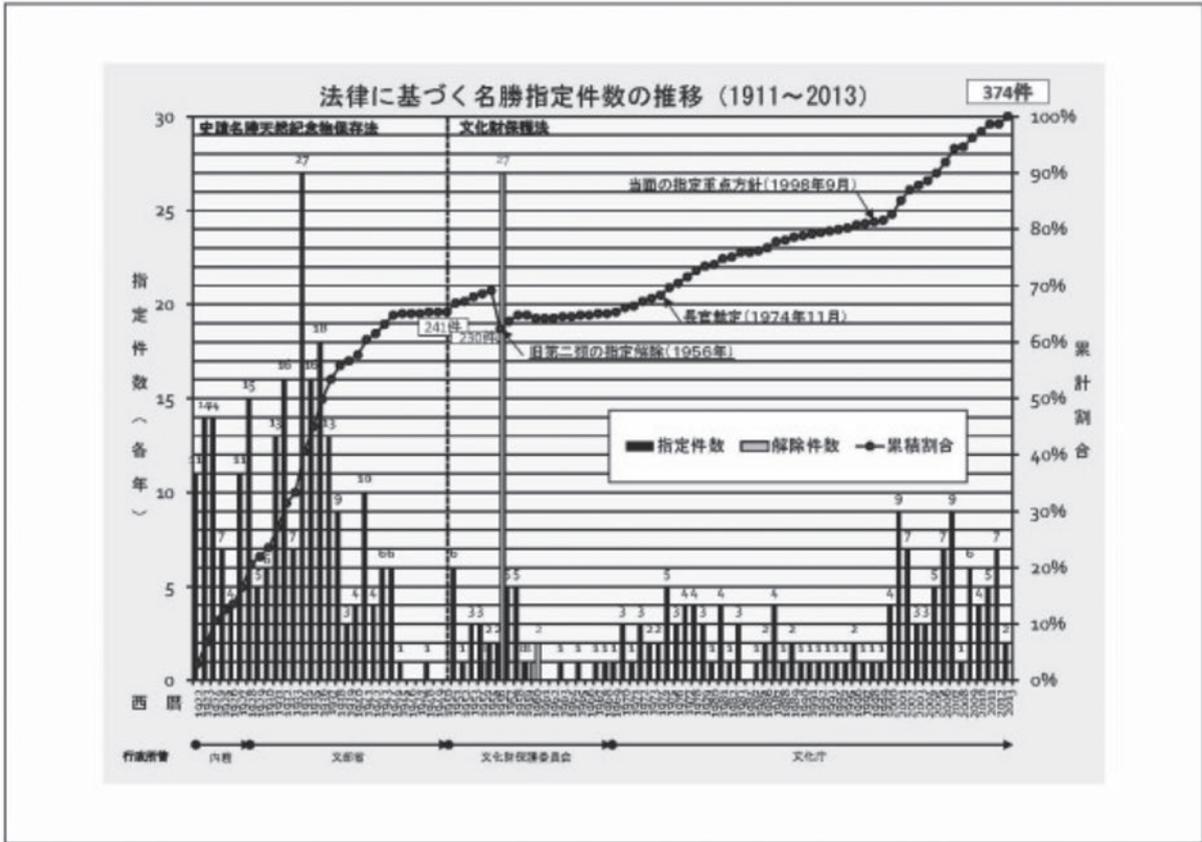
京都府51件 滋賀県20件 福井県11件
東京都10件 奈良県 9件

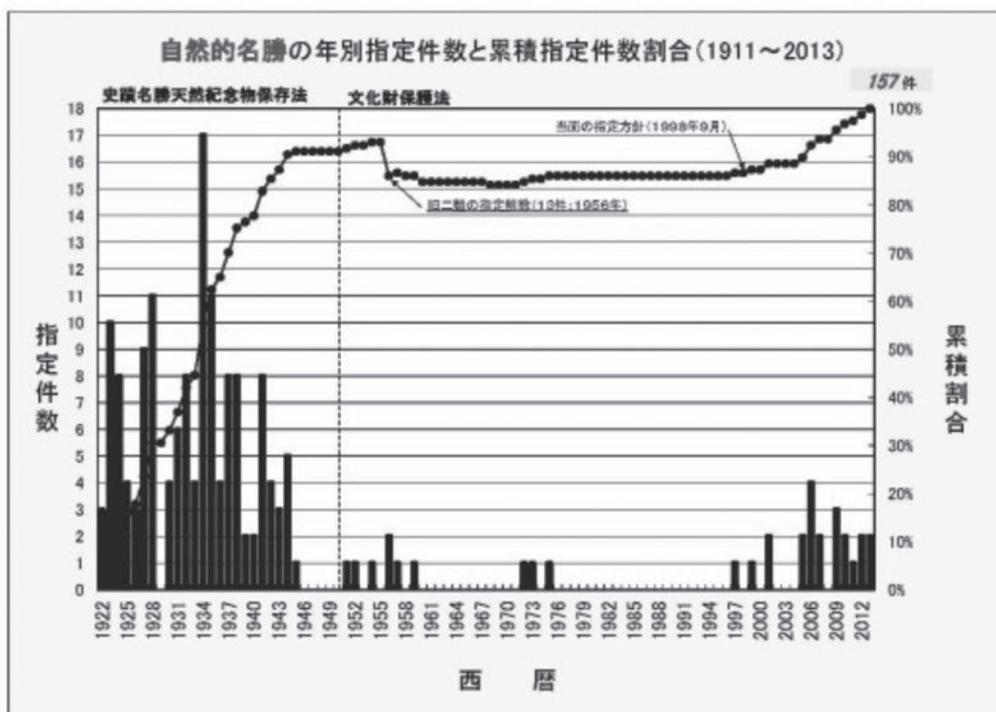
} 103
} 218

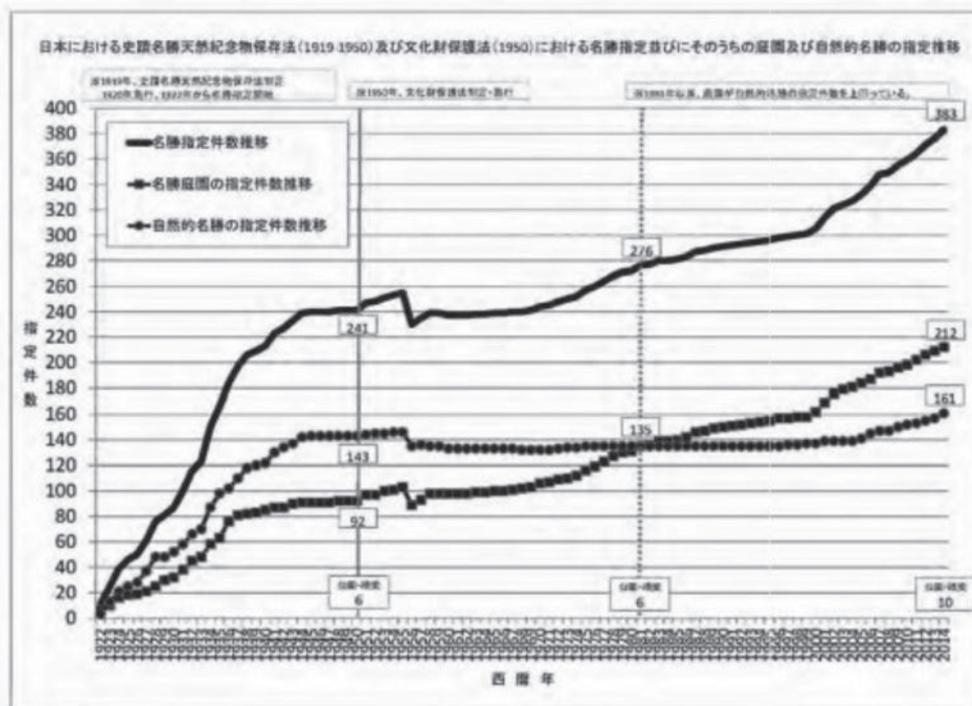
【自然的名勝】

島根県11件 岡山県 9件
岩手県 8件 愛媛県 8件 熊本県 8件
京都府 7件 山口県 7件 沖縄県 7件

} 65
} 165







当面重点を置いて指定する名勝について

(文化庁記念物課 平成10年9月、最新改訂 平成23年3月)+ α

我が国の国土美として欠くことのできないものであって、芸術的、名所的あるいは学術的価値の高いものについて、以下のものを中心に指定する。特に指定物件の少ない全国の離島に所在し、独特の風土的特色を表すものについて、考慮する。

- イ. 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地域の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を代表しているもの
- ロ. 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復元が予定されているもの、又は修理・復元によって甦ったもの
- ハ. 近代以降に作庭又は開園された庭園・公園のうち、時代の特色を表して優秀であると認められるもの
- ニ. 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの
- ホ. 海洋国、山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など、信仰又は行楽などの場として独特の景観を形成してきたもの

[+α]* 一群の連続性の下に価値を発揮しているもの

ex. 名勝イーハトーブの風景地〔宮沢賢治〕、名勝ピリカノカ〔アイヌ文化〕、名勝おくのほそ道の風景地〔松尾芭蕉〕、名勝平戸領地方八奇勝(平戸八景)、名勝肥後領内名勝地名勝延暦寺坂本里坊庭園、名勝榎園及び樹ヶ谷津儀楽園、名勝知寛庭園、名勝志布志庭園 等

・ 登録記念物（名勝地関係）の登録基準

公園、庭園その他の**名勝地**（名勝及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

記念物の登録の方針

（文化庁記念物課：平成23年3月）

【名勝地関係】

- イ **庭園**にあつては、主として近代以降のもので、消滅の危険性にさらされているもの
- ロ 公園・並木道・広場など造園的な構成及び素材をもち、地域空間の骨格をなすもののうち、現代的な利活用との調整を要することが多く、緩やかな規制の下に保護を図ることが適切と認められるもの
- ハ 休養・娯楽・行楽、学習・教育等の諸活動を通じ、人間の自然観の醸成又は空間の創造において重要な意義を持ち、以て造園文化の発展に寄与している人文的又は自然的な名勝地で、消滅の危険性にさらされているもの

名勝地に関する調査（文化庁）

- 『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成24年6月）
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/teien_kouen_chousa.html
- 『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—報告書』（平成25年4月）
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/meishou_chousa.html
- 月刊文化財 No.589（平成24年10月号）
特集 名勝の保護

名勝地調査に関する支援制度

- 名勝に関する総合調査事業
（委託平成23～26年度、一部継続～27年度）
- 名勝地調査費国庫補助事業

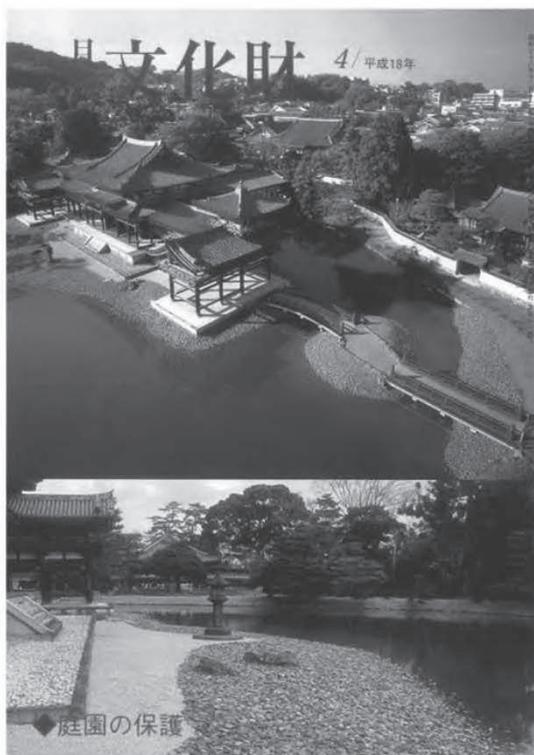
（平成27年度～）

全国各地に所在する消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費に対する補助事業

補助事業者：地方公共団体

補助対象事業：次に掲げる名勝地の調査に係る事業

- （1）名勝地を特定するために行う総合調査
- （2）個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査



月刊文化財 平成18年4月号

特集 庭園の保護

- 名勝としての庭園および公園の保護
- 日本人の美意識
 - 庭園に表現された自然観 —
- 庭園の美—その保護のために
- 城下町に残る庭園の保全をめざして
- 近代の公園の保護
- 歴史的庭園の保存管理における視点と方策
- 文化財庭園の保存管理技術をめぐる
 - 文化財庭園保存技術者協会の試み —
- 史跡及び名勝平等院庭園の整備
- 東京都における文化財庭園の保存管理計画

表紙解説 平成整備の完了した平等院庭園と鳳凰堂
口絵解説 文化財庭園保存技術者協会の活動

文化財庭園の保護に関連する諸団体

- 文化財指定庭園保護協議会 (略称: 文庭協^[ぶんていきょう])
 - 昭和35年(1960)設立
 - 名勝に指定された庭園の所有者・管理者等のほか、当該庭園が所在する地方公共団体の教育委員会等によって構成される。
- 文化財庭園保存技術者協議会 (略称: 庭技協^[ていきぎょう])
 - 平成14年(2002)設立
 - 文化財保護法第147条に基づく選定保存技術「文化財庭園保存技術」の保存団体
 - 文化財庭園保存技術の研修事業等を実施

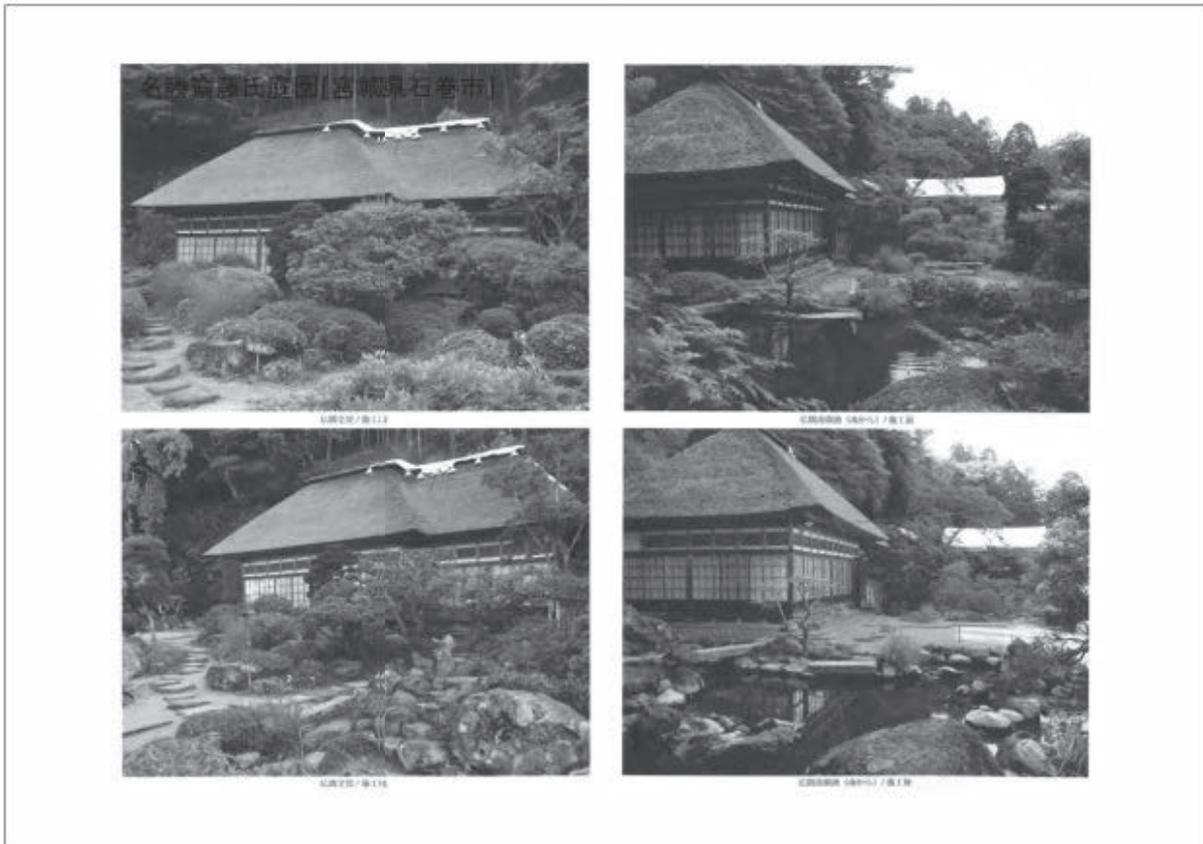


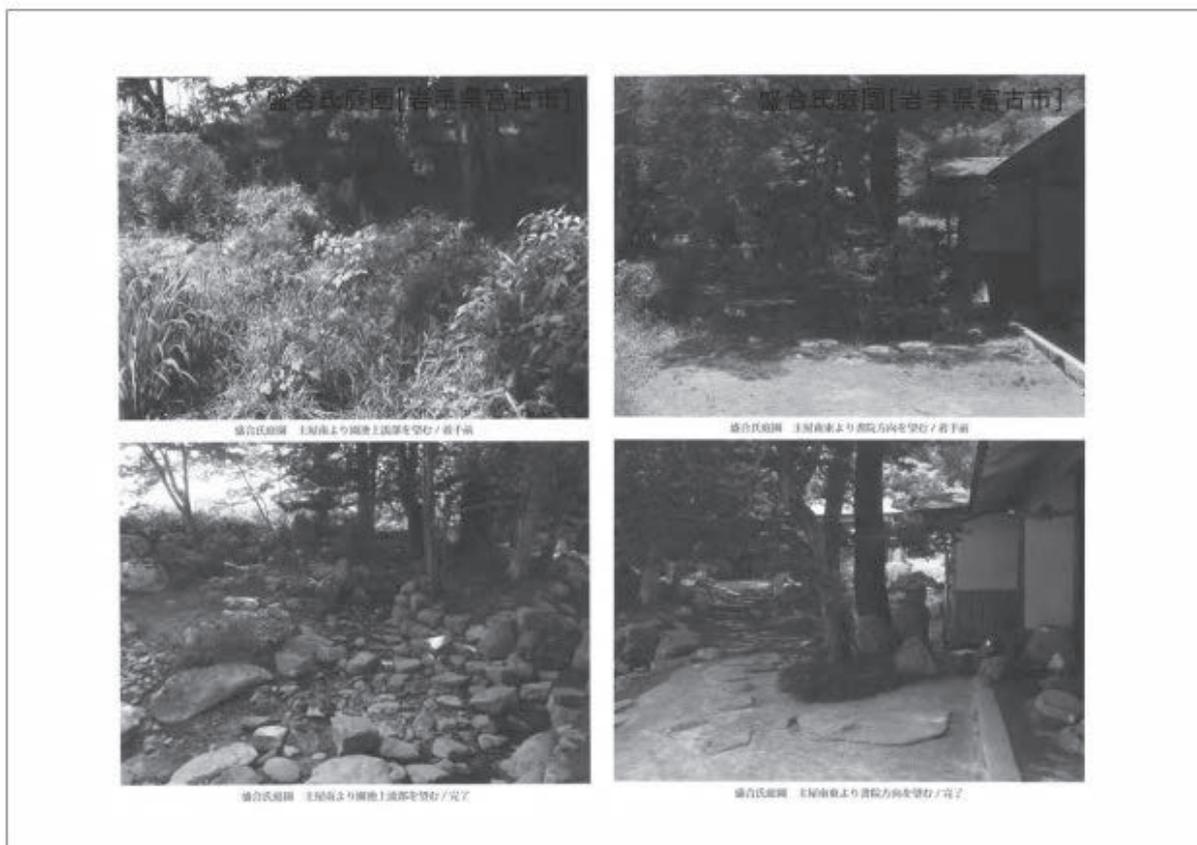
選定保存技術 文化財庭園保存技術

- ①地割り管理技術及び発掘庭園修復技術
- ②石組み管理技術
- ③水処理管理技術
- ④植栽管理技術
- ⑤庭園構造物管理技術
- ⑥庭園石造物管理技術
- ⑦小仕事技術

保存団体:文化財庭園保存技術者協議会







平成26年度諮問・答申分の 名勝指定・登録記念物(名勝地)登録

◆ 平成26年10月6日告示 (平成26年春諮問・答申)

【指定】

東福本坊庭園
松花堂及び書院庭園
岸和田城庭園(八陣の庭)
三井楽(みみらくのしま)
ティンダバナ

[京都府京都市]
[京都府八幡市]
[大阪府岸和田市]
[長崎県五島市]
[沖縄県与那国町]

【登録】

今井氏庭園
半田氏庭園
宮澤氏庭園
南氏庭園

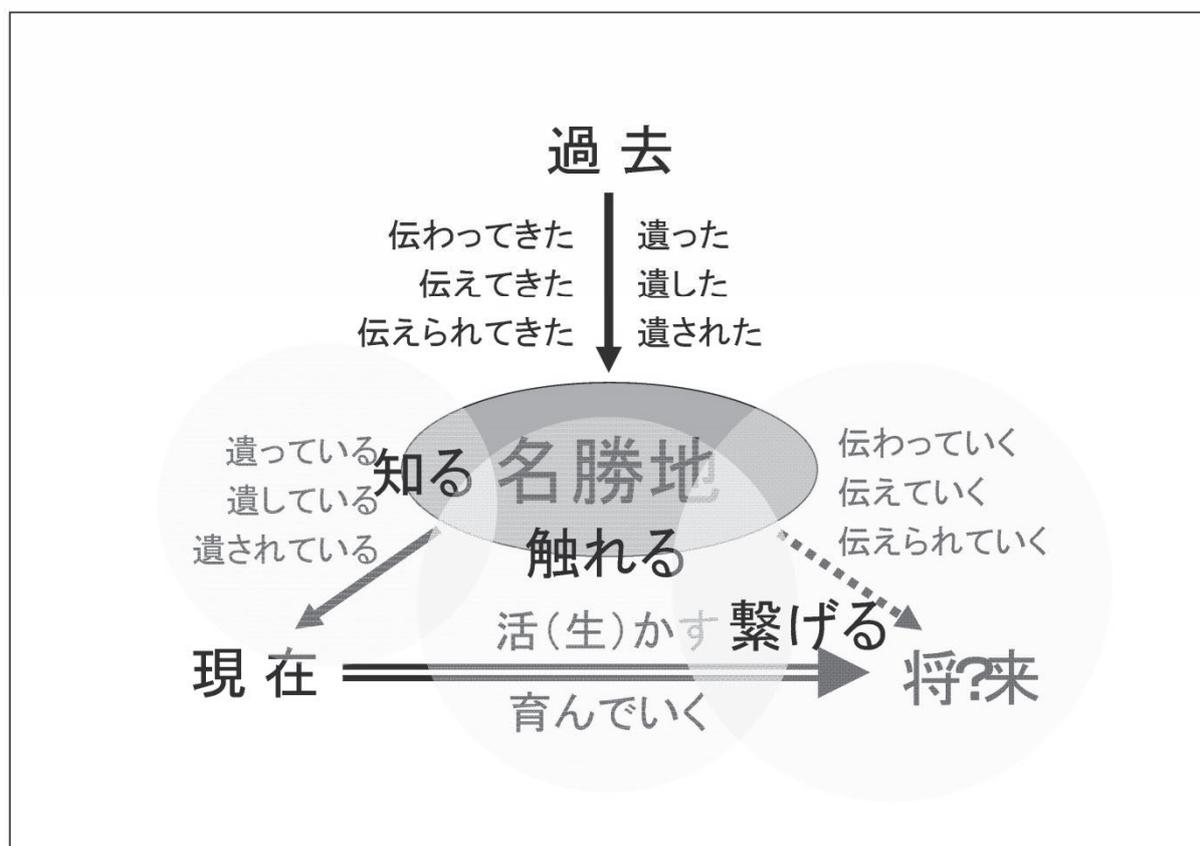
[長野県長野市]
[長野県長野市]
[長野県長野市]
[大阪府阪南市]

◆ 平成27年1月27日告示(平成26年秋諮問・答申)【登録】

南昌荘庭園	〔岩手県盛岡市〕
旧成清博愛別邸庭園(的山荘庭園)	〔長野県長野市〕
旧報恩寺庭園	〔宮崎県日南市〕
旧伊藤伝左右衛門庭園	〔宮崎県日南市〕

◆ 平成27年3月10日告示(平成26年秋諮問・答申)【指定】

袋田の滝及び生瀬滝	〔茨城県大子町〕
旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)	〔千葉県松戸市〕
旧堀田正倫庭園	〔千葉県佐倉市〕
懐徳館庭園(旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園)	〔東京都文京区〕
旧齋藤氏別邸庭園	〔新潟県新潟市〕
三田村氏庭園	〔福井県越前市〕
水郷柳河	〔福岡県柳川市〕
旧藏内氏庭園	〔福岡県築上町〕
平戸領地方八奇勝(平戸八景)	〔長崎県佐世保市〕
肥後領内名勝地	〔熊本県山都町・八代市・氷川町・球磨村〕



公開講演会

「国指定名勝 旧伊藤傳右エ門氏庭園の保存と活用」

飯塚市歴史資料館

館長 嶋田 光一

飯塚市歴史資料館の嶋田です。私は今年の三月まで市の文化財保護課に勤務しており、三月で退職して、現在歴史資料館にいます。退職前は、この伊藤伝右衛門邸の保存・管理を行っていました。

今日は、お手元のレジュメ「国指定名勝 旧伊藤傳右エ門氏庭園の保存と活用」と写真を用意しましたので、これを用いて報告します。



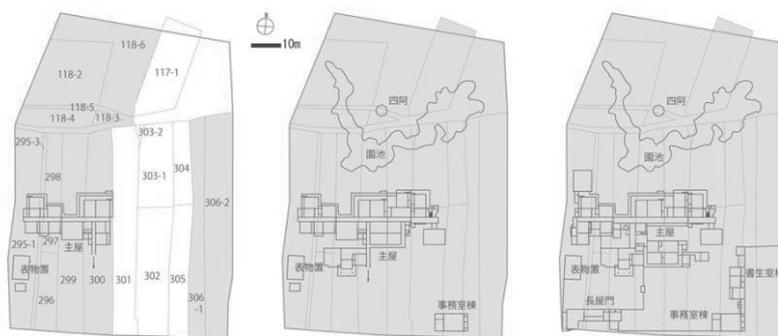
まず、この伊藤伝右衛門邸を明日皆さんは見学されますが、保存に至る経過を少し説明します。この伊藤伝右衛門邸譲渡の話が市にありましたのは、平成十三年七月に伊藤家から所有が移っていた日鉄鉱業株式会社から飯塚市に有償譲渡の申し出があり、市では検討会を立ち上げて協議しました。この間、市民の皆さんからの署名も三万人ほど集まり、飯塚市では保存していくことになりました。平成十八年二月に日鉄鉱業株式会社から建物の寄付を受け、敷地は有償譲渡です。その後、修復整備工事等を行い、平成十九年の四月に一般公開をしました。修復工事を行いましたので、建物については修復工事報告書を作成しました。また、本日講演をされた文化庁記念物課の平澤調査官にも二度ほど飯塚市に来ていただき色々指導・助言を受けました。また、本日、オブザーバーで来られている福岡県文化財保護課の田上さんから指導・助言を受けて、旧伊藤傳右エ門氏庭園の保存と活用が順調に進みました。

それで、名勝庭園にするために庭園の調査をいたしました。その報告書も作り、現在、平成二十五年度から二十九年度にかけて、五年計画で保存整備事業を行っているところです。先ほど、齊藤市長も言いましたように、入館者が百万人を達成して大変めでたく現在進んでおります。



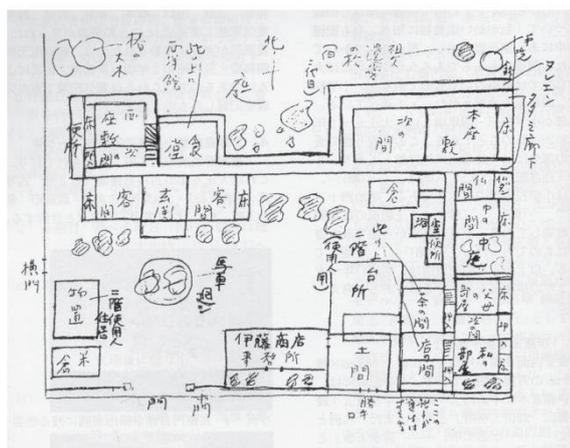
国の補助事業を受けて、伊藤傳右エ門氏庭園保存整備計画書を三月末に作成して、大体私の仕事も一区切りが付きました。それに合わせたように、退職という運びになりましたが、私は、平成十三度から二十七年度まで、この伊藤伝右衛門邸について市への譲渡から保存・活用まで一貫して関わっていたということで、本日この保存と活用の報告をこの会場ですることになりました。

得状況から建物の変遷がどのようになっていたか、また庭園がどのように変化したかということを調査した結果から庭園の変遷を三期に分けています。



伊藤家が最初に出来たのは幕末から明治初期頃と推定されますが、現在の伊藤伝右衛門邸の一番古い部分が、幸袋三百番地という所です。これが明治三十九年頃になると、西側一帯を伊藤傳右工門が取得します。この時期

に、ここに接客用座敷が増築され、その北側にある程度の庭があったと考えていますが、具体的な資料がなく、この庭の様子についてはよく分かりません。その後、大正六年の頃になると、現在の敷地全体を取得して、現在の高い塀で囲まれた伊藤伝右衛門邸の敷地全体が伊藤傳右工門の所有になっています。大正六年と言いますと、明治四十四年に伊藤傳右工門は歌人の柳原燐子（白蓮）と再婚しますが、土地を東の方に取得をして、現在の敷地になります。その後さらに、昭和九年の頃に一部建物を造り変えて、現在の状態になっています。したがって、伊藤伝右衛門邸の建物の変遷と同時に庭もそれに伴って三期に分けて拡張されたことが分かっています。



その前に、伊藤傳右工門について少し紹介したいと思いますが、向かってこの左側の男性が伊藤傳右工門です。この方が作られた庭ということ、伊藤傳右工門氏庭園という名称になっています。こちらの女性が有名な白蓮夫人で傳右工門に嫁いだ歌人です。柳原伯爵家から明治四十四年に嫁いで来たのですが、当時、傳右工門は五十歳で、白蓮は二十五歳ですが、写真を見るとあまり年齢が変わらないように見えます。傳右工門の写真は十歳ほど若い、衆議院議員に当選した頃なので、あまり年齢が変わらないように見えます。実際には二十五歳も年齢が離れていました。

伊藤傳右工門は、万延元年（千八百六十年）に生まれ、戦後の昭和二十二年まで、非常に長命で八十七歳で亡くなっています。筑豊地区を代表する炭鉱経営者で、飯塚市の西部のほうの牟田炭坑、あるいは遠賀川の下流の中鶴炭坑、それから泉水炭坑、現在の朝倉郡東峰村の宝珠山炭坑等を経営しており、その後、古河鉱業と合併して大正鉱業という会社を設立して社長に就任しています。先ほども紹介したように明治三十六年から明治四十一年まで衆議院議員を二期務めています。その間、鉱業条例の改正、あるいは洪水が頻発していた遠賀川の改修工事の実現に努めています。また、炭坑経営で得た資金を基に金融関係にも進出し、地元の嘉徳銀行、十七銀行の取締

次に、伊藤伝右衛門邸内部からみた庭園景觀についてみてみましょう。この写真は、伊藤邸の中心部にあります本座敷、十五畳と十二畳の座敷ですが、本座敷から北の方の庭園を眺めたところです。非常に横長にパノラマ風に庭園が眺められるように設計されています。実は十五畳と十二畳の座敷の間に柱が立っていますが、これが一度縁先に出ると、七間半の間に全く柱がないというような工夫がしてあります。それから、同じように本邸から東側のほうを眺めたところに、近代庭園の特徴の一つである大きな手水鉢もあり、この手水鉢から奥の方を遠く眺めることができます。池は、上池と下池があり、上池のところに橋が架かっています。その横に四阿が一軒ありますが、非常に奥行きのある空間がここから観賞できるようになっています。



これは、少しさがって、後ろから見たものですが、明日十分に見られると思います。非常に大きくて横長い沓脱ぎ石、花崗岩です。御影石の沓脱ぎ石があり、その前に広い芝生があります。上池の方に橋が架かっています。今は、五月の下旬ですが、この写真は秋の初め頃の写真です。ススキが少し出ている状況です。それで、ここに非常に大きい御影石の花崗岩の沓脱ぎ石があり、十人程度がここに座って庭を観賞できるような非常に大きな沓脱ぎ石です。





これは少し西側に転じたところですが、その本座敷から西の方にあります上池のほうを眺めたところですが、今、開館してから八年ほど経過していますが、当初はかなり樹木が繁茂していたので、ツツジも非常に大きくなって、見通しが悪くて、庭園の整理をして、かなり見通しが効くようになっていきます。また、上池の石組みも全体的にはつきり見えるような状態になっています。



これは、さらに西側に行きますと、本座敷の角の方から非常に奥深いところに一枚の石があります。これが屏風岩と言われており、屏風を一隻立てたような形をしており、各所に等間隔に石灯籠が配置されています。近代庭園の一つの特徴ですが、このような大きな花崗岩の石があり、座敷から広々とした奥行きのある芝生の空間が作られています。

これは、本邸のすぐ東側にあります主人の居間から庭園を眺めたところですが、沓脱ぎ石があり、そこから下りると飛び石が配置しており、この石の上を歩いて橋を渡って四阿のほうへ行けます。



この写真は、先ほど説明しました平成二十五年から現在、改修工事を行っており、今年の一月頃に四阿の改修工事が終わり、園路の整備も終わっています。明日、皆さんが行かれると、この景観とほとんど変わらないのですが、四阿が新しくなっていますし、観賞用の園路が新しく造られており、回遊式の庭園が鑑賞できる状態に整備が終わっています。ここに非常に大きなモミの木が三本残っています。これが先ほど一期、二期、三期と

言いましたが、第二期の段階の写真が残っています。その写真を見ると、このモミの木は約三分の一の高さですが、百年ほど経つと、こんなに大きくなったということで、後ろの方には現在アラカシがずっとありますが、当時の写真を見ると檜ではなくて、榎の木が植えてある状況なので、樹木の種類としては、かなり変わっているとあります。



これは、一番東側にあります先ほどご紹介しました白蓮夫人を迎えて増築された東座敷の北側の縁から眺めた景観です。このように高欄が回っており、やや高床に作ってあります。全体的に西側の庭園とこちらの庭園を比べる

と地面に少し落差がありまして、これが先ほど言いました第一期の頃に建てられ西側の最初の庭園と後から造られた第二期以降の庭園との時代的な違いです。ここにも非常に広い芝生の空間があります。





東座敷の二階に上がると、ここは白蓮夫人の本当にプライベートな居室ですが、十畳の広い座敷と次の間があります。ここからガラス越しに庭園全体を眺めることが出来ます。東側を見ると、このように大きなモミの木があり、ここに下池が回っております。上池から下池までの長さが約五十五メートルあり、ここに太鼓橋があります。この太鼓橋は、伊藤傳右エ門の別邸が福岡市の天神町にあり、ここが昭和二年に火災で焼失しました。その後、焼け残った石橋や長屋門が、幸袋の本邸に移築されて庭の整備が行われております。福岡市の現在福岡銀行本店があります。そこに大きな銅御殿と言われる別邸があり、そ

この庭にあったものを本邸に移しています。

これは西側を見たところです。ここに滝があり、この飛び石が傳右エ門の居室から出た飛び石です。こちらのほうに上池がありまして、先ほど説明したように傳右エ門の座敷あるいは、白蓮夫人の一階、二階から、特に二階からですが、この庭の全体が眺望できるというのが、この伊藤傳右エ門邸庭園の大きな特色の一つと言われています。それで、こちらのほうに四阿がありますが、明日行かれると修復工事が終わっているのですが、皆さんに見ていただけたらと思います。ここがやや高く作ってあり人工的な築山があります。周辺の発掘調査をして、回遊式の庭園ですから、周辺には色々な園路があることが発掘調査の結果、明らかになっております。また盛土の下部の方には、水田であったことも確認されております。伊藤傳右エ門の家は、元々、長崎街道に面した建物でしたが、先ほど言いましたように明治の三十九年頃から大正六年にかけて東へ増築工事を行って、裏の方にある水田を埋め立てて、このような人工的な盛土をして、庭が造られました。

これが、食堂から眺めたところです。伊藤伝右衛門邸は先ほど言いましたように今年の二月には百万人を突破したのですが、非常に入館者が多かったということ、先ほど市長も言いましたが、NHKの朝ドラのお陰であり、

それ以降、非常にたくさん入館者が増えており、三十万人ほど来ています。来て頂くのは良いのですが、文化財保護の立場としては、建物、あるいは庭の維持・保全に非常に苦慮している状況です。この食堂も接客用のテーブルが置いてあって、来客をもてなすための食堂でしたが、先ほどご紹介した柳原白蓮と結婚した後は、ここで朝食を取るようになったと言われています。



それでは、庭の方へ少し出て、庭の方からも建物を見てみましょう。こちらの方から庭へ出るような園路が設けて、ここに非常に広い芝生の空間があり、このようにツツジを剪定しまして、形を整えています。ここに一本、松の木があります。ここに檜の木があります。

庭園の樹木剪定については、現在、年に二回、京都造形芸術大学の仲先生の指導を受けて、毎年、同大学の片石先生を庭園講習会の講師にまねています。地元の造園業者が参加して、剪定の専門的な知識を習得し、庭園の管理を実施しています。これは伊藤傳右エ門氏庭園管理の特色の一つです。

これは、四阿のほうから本邸を眺めたところです。こちらの方にたくさん来館者がいますが、これは昨年の2月頃の状況です。実は、この本座敷ですが、入母屋に造っていますが、この部分までが明治期に造られたもので、屋根をよく見ると分かりますが、左側に増築してから造られています。ここが伊藤傳右エ門の座敷で、この左側の一階と二階の部分が白蓮夫人の部屋で、江戸時代や近代の炭坑経営者の庭園と比較すると、他の庭園については接客空間の座敷から眺めを主とした庭園になっていますが、伊藤傳右エ門氏庭園は、主人あるいは夫人の座敷から眺められるようになってるのが大きな特色です。



次に中庭のほうを紹介します。この中庭については、第三期の昭和九年に、この南側の座敷部分が当初、この本座敷のほうに接していたのを、南側に曳家して、ここに長方形の空間が出来、この部分に茶室を造りました。その茶室の露地風の庭園として、この東側に小さな庭園が設けられました。これも指定名勝庭園の対象になっています。

これを反対側のほうから見ると、ここに茶室があり、こちらのほうから眺めたものです。ここにも灯籠等が立っていましたが、現在は



無くなっています。これが中庭の西側のほうの部分ですが、洋室の応接間がありますが、応接間の北側からドアを開け、階段を降りると、この中庭を通って、この庭から廊下への入り口は、茶室の踊り口のような形態になっています。その踊り口のような入口を抜けて、邸内の廊下へ入ってくるというような設計になっています。

これが三番目の表庭になりますが、ここに大正時代の古い写真と現在の写真を併せて紹介しています。真ん中に馬車回しと記してありますので、当時、馬車が回っていたのです。現在は自動車が行われるようになっていますが、応接間は現在洋風に作ってありますが、大正時代は、このように外観が和風になっていました。



庭園の園路に沿って、このような景石があり、蛙の形をしたような石もあります。それから先ほど紹介しました屏風岩があります。ここにも第二の屏風岩があり、庭園はこのように周囲が高い塀によって囲まれています。これは、最初に紹介しました西側の奥の方に滝があり、滝の所に立っている立石です。調査の結果、この立石の所に蛇口があり、水を出るようになっていますが、常に水が出るのではなく、来客があつた時に特別にバルブを開いて、水を出すというような工夫がされていたと考えられます。その近くには、長方形の平たい自然石を利用した橋があります。



それから、伊藤伝右衛門邸の近代庭園の一つの特色ですが、上池の中央にこのような少し変わった黒い石で、安山岩の石があります。真ん中が窪んでいます。ここに噴水の出口がありました。現在、この噴水は機能していませんが、現在行っている修復工事によって、来年度以降、修復をする予定になっています。二年後にはこの噴水が復旧する予定です。それから、このような太湖石に似て、海岸に見られるような大きな穴のあいたような岩も上池の岸に置かれています。このような奇石が用いられているのも伊藤傳右エ門氏庭園の特徴です。これが上の池から下の池へ水が落ちる滝です。上の水が滝を伝って下の方に流れていく形態になっています。



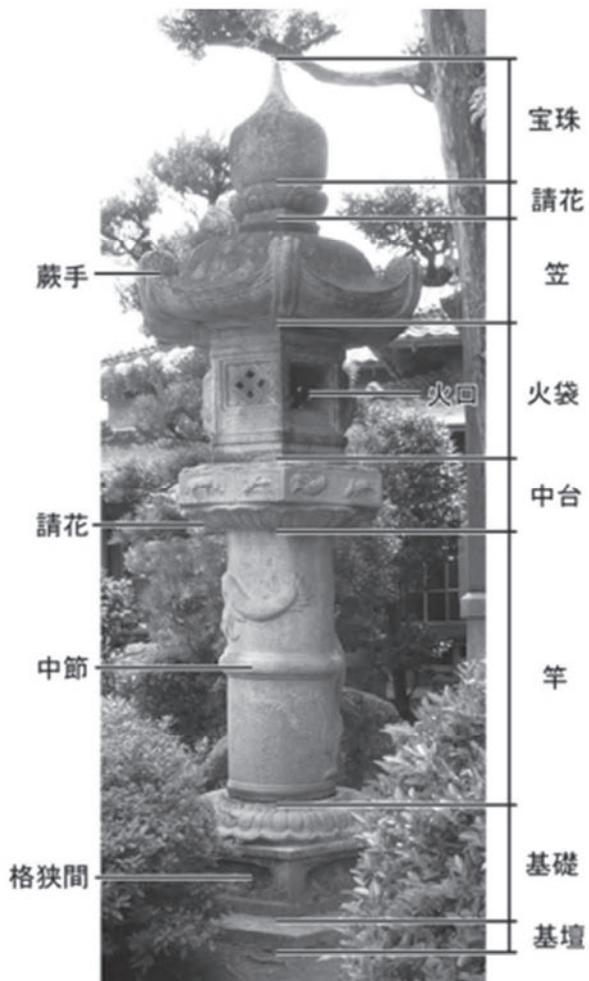


これが先ほど紹介した福岡の天神町の別邸にあった御影石で出来た太鼓橋ですが、これが昭和二年に天神の別邸が焼失し、その後、本邸の庭園に移築されました。

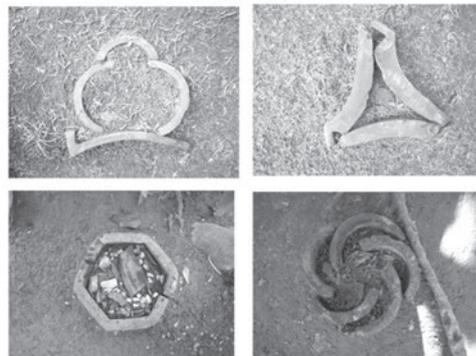
下池の方にも、このような噴水が残っています。これは神社か、寺院にあった鳥居か門柱を再利用したものであることが、残っている銘文から分かります。これが大正六年頃の写真によると、このように噴水として機能していたことが分かります。ただ、大正六年頃には東座敷（奥座敷）の左側には細い木がありますが、現在はそれがなく、樹木の変遷が見られます。



庭内には、このような灯籠が十四基ほどあり、各種色々な琴柱灯籠とか雪見灯籠とか、利休灯籠など様々な灯籠が使用されています。このような各種の灯籠のなかには、江戸期の年号が入っているものがあります。当時の炭坑経営者の伊藤傳右エ門が、どこかの大名屋敷等から入手した灯籠を自分の庭に設置したのではないかと考えております。

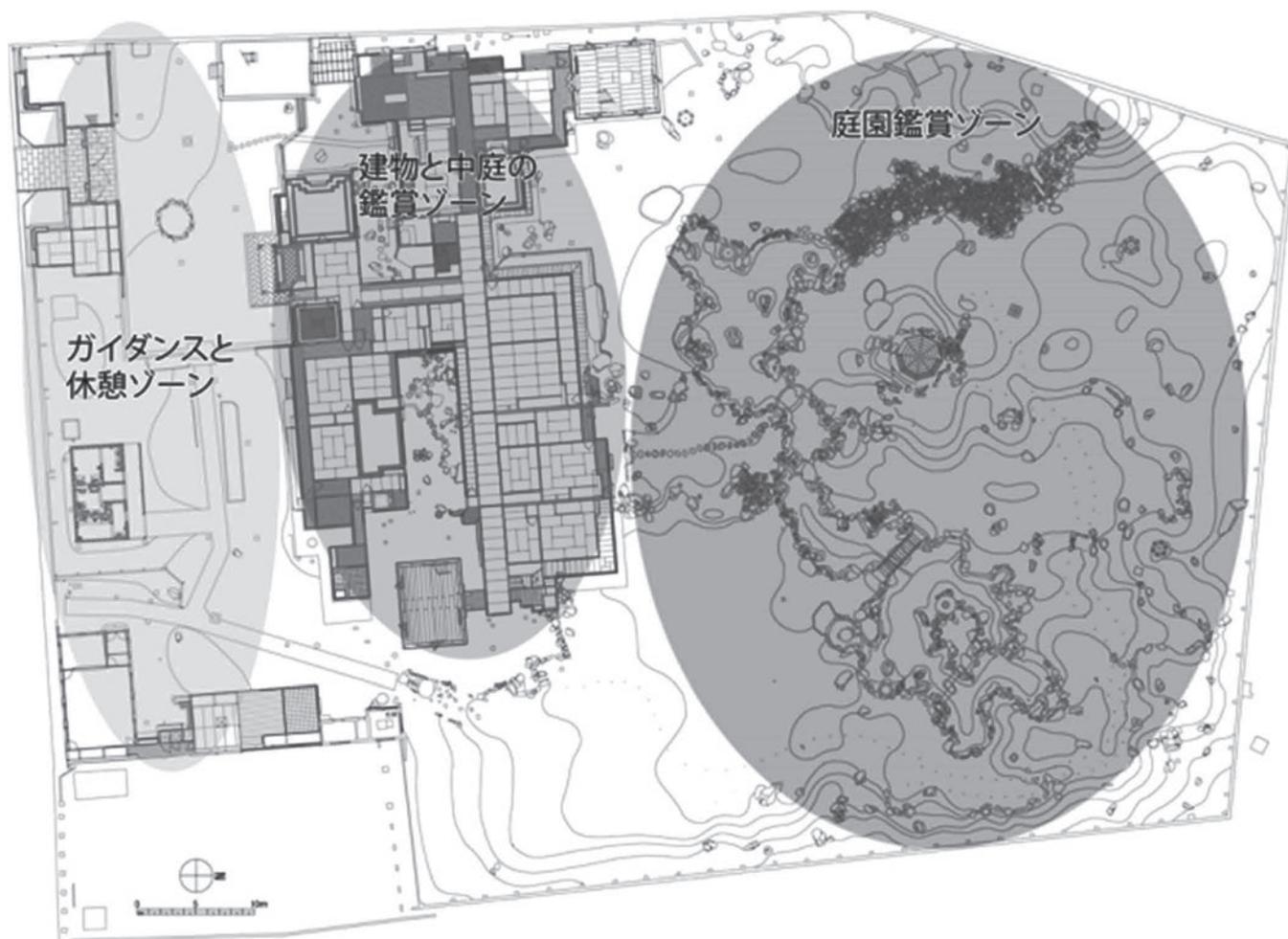


瓦の埋め込みパターン



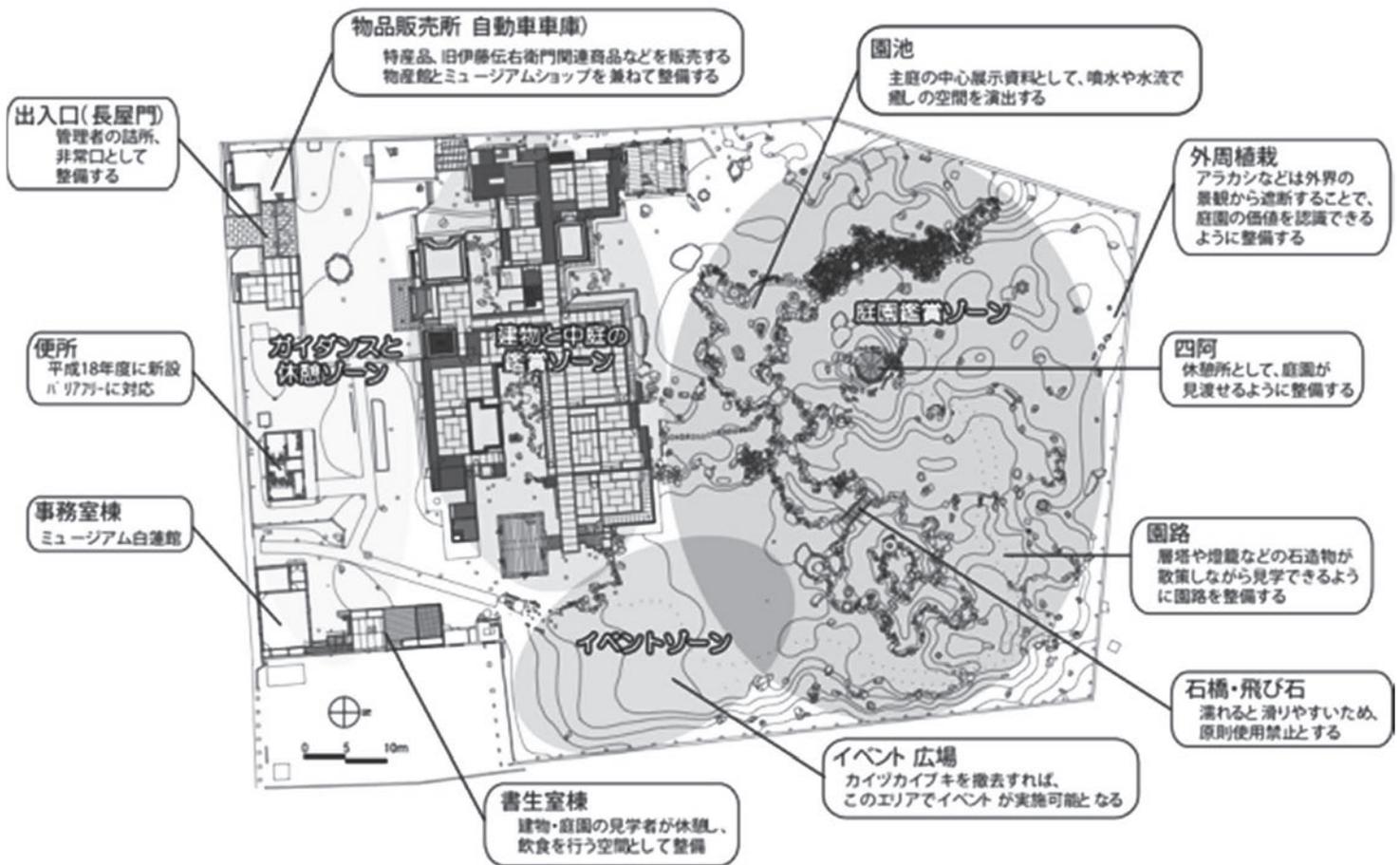
それから、伊藤伝右衛門邸の中には、園路の中にこのような瓦の埋め込みがあり、庭園のデザインとして、観賞用の飾りとして作られておりますが、これは樹木に水を注ぐための施設であるとも言われていますが、これも見所です。

これから、保存と活用の話になりますが、保存管理計画を文化庁、県文化財保護課の指導を受けて作成しています。庭園の本質的価値を構成する要素、本質的価値を構成する要素と密接に関わる諸要素、その他の諸要素という区分で大きく三つに分けて、それぞれ、主庭、中庭、表庭において、地割、地形、石組、景石、水系、園池に分けて、それぞれを細かく設定をしています。そのような形で計画書を作成して、それに沿って、今後、伊藤伝右衛門邸の保存、活用を図っていきたいと考えています。



これは、その体系を図化したものですが、伊藤傳右エ門氏庭園は飯塚市教育委員会文化課が管理をしています。保存管理と整備に分けて、管理には日常管理と定期的管理、或いは管理技術者の養成として講習会等を実施しています。それから、整備については、短期、中期、長期という計画をしています。調査を経て、設計をして、工事を実施することになっています。それから、特に伊藤伝右衛門邸は、飯塚市の観光施設の目玉です。特に商工観光部局との連絡調整を取りながら活用を行っています。特にイベント等は、五月人形展、雛祭り展等をやっています。特に文化庁或いは県文化財保護課の指導を受け、或いは伊藤傳右エ門氏庭園保存整備委員会と設置して、庭園、建物、観光、行政部門からメンバーが入りまして、指導助言を受けて実施しています。また、地域の住民の方の支援NPOのほか、ボランティアは二つあります。解説ボランティアと生け花のボランティアがあり、そのような市民との協働、或いは支援を受けながら伊藤伝右衛門邸の保存・管理を行っている状況です。

これが、その講習会の様子ですが、現在、飯塚市の行政財産なので、庭園の業者は入札制度というのがあります。毎年変わるのですが、飯塚市の場合、業者が変わっても技術が維持出来るように年二回春と秋に技術講習会を行っ



ています。どの業者が伊藤傳右衛門氏庭園の管理を引き受けても継続して出来るような体制を取っています。

これが伊藤傳右衛門邸の年度別の入館者の変化ですが、平成十九年当初には、約二十四万人ありましたが、少しずつ、入館者が減りまして、平成二十三年度は山本作兵衛の炭坑記録画が世界記憶遺産になった影響で、少し増えたのですが、平成二十五年度は入館者が五万人程度に落ち込みましたが、先ほど言いましたように平成二十六年の九月末の段階では、一気に三十万人に急増したという状況です。

これは、庭園の活用方法の一つを紹介していますが、開館当初、庭のほうで野点の茶会を実施しました。このように非常にたくさんの方が参加しております。また、邸内では色々なイベントをしていますが、その一つに假屋崎省吾の華展を実施して、非常に大きなオブリジェを本邸の座敷に展示したこともあります。これは、年度別の定期的なイベントについて変化を示していますが、この資料については、添付資料に付けていますので、見ていただきたいと思います。五月人形展と雛祭り展を定期的に実施していますが、歴史資料館との共通券を出して、観光客の皆さんが周遊して見学できるような工夫を行っています。また、特別の不定期のイベントでしたが、假

屋崎省吾の華展の時には、二週間くらいで一萬五千人くらい来館者があり、それから白蓮と村岡花子展、白蓮展、さらに、昨年のNHK朝ドラで放映された村岡花子に合わせた赤毛のアンと白蓮展といったイベントを定期的を実施しています。

最後にまとめになりますが、伊藤伝右衛門邸については、北側の主庭については、庭園観賞ゾーンとして、保存管理を中心に行う。特に、この東側の広場については、イベントゾーンという形で色んな催しに使用する計画があります。この建物については、建物と中庭の観賞ゾーンという形で保存していく、それから南側の長屋門から入った所では、物販所、トイレ、管理室を設けて、ガイダンスと休憩ゾーンとします。全体をガイダンスゾーン、建物ゾーン、庭園観賞ゾーンとイベントゾーンの四つに分けて、これからの活用・保存を行っていきたいと考えています。

手短かに報告しましたので、不十分な説明となりましたが、明日、伊藤伝右衛門邸を見学されますが、そこで詳しい説明も行われますので、私の報告については、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。



嶋田館長の講演

公開講演会

「国指定名勝「藤江氏魚樂園」の保存と活用」

藤江氏魚樂園

藤江 敬子

皆さん、こんにちは。只今、ご紹介いただきました国指定名勝「藤江氏魚樂園」を管理している、藤江敬子でございます。

先ほど、平成二十七年 第五十三回文化財指定庭園保護協議会の総会が、滞りなく終了し、指定名勝庭園の「保存と活用」の事例発表に、国指定名勝「藤江氏魚樂園」の保存と活用について、お話をさせて頂く機会をいただきました。心から感謝申し上げます。

本日は、文化庁をはじめ、文化財指定庭園保護協議会の関係者、会員の皆さま方、ようこそ福岡県にお出でいただきました。心から歓迎いたします。

また、本総会の準備から明日の視察とお世話頂きます地元飯塚市、川崎町の担当者や関係者に、この場をお借りしまして、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、何分、このようなところでお話をするのは、不慣れではございますが、最後まで、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の演題にあります国指定名勝「藤江氏魚樂園」の保存と活用について、三つの項目に分けて、お話をさせて頂きます。

はじめに、国指定名勝「藤江氏魚樂園」は、個人所有であり、その保存と管理をしている【荒平 藤江家の由来】について、二つ目に、指定名勝庭園の修復と復元について、三つ目に、指定名勝庭園の活用についての三つの項目でお話を進めさせて頂きます。

それでは、私の先祖の「荒平藤江家の由来」について、お話をさせて頂きます。今から約八百数十年前、寿永（じゅえい）元年、一八二年の昔、壇ノ浦の源平合戦に敗れた、平家一門で七人の侍を連れて、この地に落ち延びたのが、藤江氏一族と言われています。

その後、約四百年前、元和（げんな）元年、一六一五年に秋月藩の山城が荒平にあった関係もあり、秋月藩から実房（さねふさ）氏を迎えて、初代当主とし、それから数えて十七代目の当主が私の母、藤江千代美でございます。

今から去る約五百数十年前、画聖「雪舟」が、中国で水墨画や庭園築庭の技法を学び、一四六七年の応仁の乱で戦乱の都を避け、九州は現糸島市付近に上陸し、この地の藤江家を訪れ逗留（とうりゅう）して、庭園を築庭

したと言われるのが国指定名勝「藤江氏魚樂園」であります。

藤江氏の住居は、谷と谷の入口は、狭くびれた形状で、山ふところに抱かれた敷地は、かなり奥深くまで続いており、石垣を何段にも築きあげて住居が造られていたようで、一見して厳重な山塞（さんさい）であったと思われれます。

この藤江家一族は、棟梁の藤江氏を中心に七軒で構成され、落ち延びてきた当初から数十代目は密やかに生きていた為、この山塞で大家族の集団で生活をしていたと言われています。

また、藤江氏の住居左手の山奥には昔の見張り台跡があり、山塞（さんさい）のあったことを思わせ、指定名勝庭園の真上（まうえ）の山上（さんじょう）には、藤江家代々の銘入りの墓が立ち並ぶ中に、山石を小積みあげた四十ばかりの無銘の墓は、落ち人故（ゆえ）に名乗らずに何代も密やかに、ご供養してきたものではないかと言われています。

次に、二つ目の指定名勝庭園の修復と復元について、お話をさせて頂きます。

この「藤江氏魚樂園」は、一九五五年（昭和三〇年三月五日）に福岡県の指定文化財となり、一九七八年（昭和五三年九月一八日）

に国指定名勝庭園に指定されました。

その後、幾多の台風や豪雨による風水害等の自然災害、鹿や猪等による庭園内の表土を穿(ほじく)り返す有害鳥獣被害などにより、荒廃した庭園の修復元や家屋の改修等の保存事業の取組みには、文化庁をはじめ、福岡県や川崎町のご指導とご支援のお陰で、天災時の庭園の修復元や家屋の修復改修事業等の取組みが行われ、現在では、四季を通してすばらしい景観のたたずまいとなっております。

この庭園は、画聖「雪舟」により築庭されたものと言われ、庭園は、神仙蓬莱思想で池の中の中島を蓬莱島と称し、指定面積は、約一〇、六三二平方メートルでございます。

庭園には、一ノ滝と二ノ滝があり、一ノ滝周辺には、右側に観音菩薩、中央に阿弥陀如来、左側に勢至菩薩の石組みを配した三尊石があり、その後に座禅石があります。

神仙思想とは、古代中国の不老不死の世界を追求しようとするもので、神仙蓬莱思想とは、仙人が住むといわれる三神山(さんしんざん)「蓬莱 方丈 瀛州(えいしゅう)」を表し、その一つの「蓬莱島」を池の中に配したものが、藤江氏魚樂園の庭園の特徴でございます。

庭園には、回遊式庭園、絵画式庭園などがあります。藤江氏魚樂園の庭園は、絵画式庭園で、座敷から静観する庭園で一枚の写真におさまり絵葉書のようにございます。

また、庭園には、二つの門があります。一つは、御成門といって江戸時代に寺院などに將軍が参詣(さんけい)する際の裏門として用いられたものが、御成門と呼ばれるようになったとのこと。

藤江氏魚樂園では、明治四年の小笠原藩の小笠原公母堂がご来遊された時の門を復元したものでございます。

今一つは、薬医門といって、いわれは、一説には弓矢の攻撃を食い止める「矢食い(やぐい)からきたと言われていますが、かつて医者(い)の門として使われたとも言われ、門の脇に木戸をつけ、たとえ門が閉まっても四六時中、患者が出入りできるようにしていたと言われている門があります。

このように、藤江氏魚樂園には歴史にまつわるものが沢山あり、土塀で区切られた庭園全体が「幽玄(ゆうげん)の世界」を表しているものであります。

魚樂園の名称のいわれは、明治の漢学者「村上仏山氏」が中国の詩経から「魚樂しければ人また樂し、人樂しければ魚また樂し」といった自他ともに楽しみ平和を願う境地で名付けて戴いたと聞いています。

平成十三年・十四年度で庭園の保存修復元事業の概要を一の施主から二の検討委員会、三の施工業者、四の指導・助言者、五の修復元事業費等までの内容を記載しています。

これは、昭和五十三年の国指定時の庭園を修復元することを目的に行われた事業であります。資料内容は後程、お読みください。

文化財試掘調査では、池の中、沈砂池(ちんさち)、それから土塀等の位置に試掘をしましたが、土塀の試掘では、当時の礎石(せき)が出現したので、その礎石を活用して、土塀の復元をしています。

池の修復では、池護岸の石組みの修復元を当時、佐賀県立名護屋城博物館に勤務されていた城郭研究家の高瀬哲郎氏の助言、指導のもと、行ないました。また、庭園の池底の修復を当初、三和土(さんわど)で施工する計画でありましたが、池底への試掘調査で湧水があり、三和土での施工は困難となりました。そこで、高瀬哲郎氏の助言で、奈良国立文化財研究所遺跡研究室長の高瀬要一氏と協議し、助言、指導のもと、池底からの湧水対策と修復を平城京の池底を修復した工法

『サンドペイブメント工法』（透水性真砂土

硬化舗装（とうすいせいまさどこうかほそ
う）通称 M・R・7s 剤による施工方法
の助言を受け実施し、湧水対策ができました。

法面の修復に關しましては、当初の基本計
画では、法面に擬木で法面保護マットを固定
して苗木を播種（はしゅ）する計画を進めて
いましたが、法面の地質が風化花崗岩でもろ
いこと、法面の勾配が急傾斜であること、山
峡で日照時間が短いことなどの条件を検討
委員会であらゆる方向から検討し判断した
結果、法面を安定地盤まで表土をはぎ取る工
法で、その後は、何もしないということにし
ました。自然に任せ、歳月を費やすことで、
法面を完成させることにしたことです。これ
は、文化庁記念物課主任文化財調査官の加藤
充彦氏が、本庭園の修復復元事業を視察に來
園された際、加藤主任文化財調査官から助言
して頂き、『文化財庭園の修復復元は、旅館
やホテルの庭のように完成されたものを造
ることは、文化財庭園とは言わない。』とい
う言葉でした。何百年の歳月を費やし、時が
過ぎてきている庭園をどう修復復元するか
大きな課題をつきつけられました。そこで、
検討委員会で検討に検討をした結果、『文化
財庭園の修復復元は、未完成が完成』とする

結論に達しました。

藤江氏魚樂園は、絵画式庭園であり絵画で
いったら池の奥の法面は、重要な空間であり
ますが、年々コケが生え、緑が濃くなり、今
では、「春はさくら、夏は新緑、秋は紅葉、
冬は雪景色」と四季を通して

自然と一体となり素晴らしい景観となつて
います。今は亡き、加藤主任文化財調査官に
大変感謝しております。

平成二十一年度には、家屋の修復事業を実
施いたしました。復旧事業の目的は、名勝藤
江氏魚樂園を構成する建造物の基礎部分が
飛び石で、山峡からの伏し水もあり、床下は
湿気が多く軟弱地盤のため基礎石が陥没し、
数年ごとに土台や床板、畳のやり替えをしな
いと維持管理できなく、合わせて建造物の沈
下も年々激しくなつたので、復旧工事をする
ことになりました。建造物の面積は、二九九・
六二平方メートル、総事業費は、一千二百三
十万円です。主な復旧工事内容は、建造物沈
下の復旧、基礎・犬走り部分の改修、壁のズ
レ及び浮き上がりが生じた屋根及び一部瓦
葺替復旧工事、そして土台や床板の修復等
でございます。家屋の修復事業の説明は、以上
で終わります。



次に、三つ目に、指定名勝庭園の活用について、お話をさせて頂きます。魚楽園ライトアッププロジェクト二〇一四の取組を紹介させていただきます。

魚楽園のライトアップについて、まず地元川崎町役場観光担当課から、紅葉シーズンの夜間ライトアップのお話がありました。また、以前から母の希望でもありました。というのも、福岡県内では、夜桜や建造物のライトアップは、よくありますが、紅葉のライトアップをしている所は少なく、福岡県内で紅葉の名所として知られる当庭園がライトアップをすることは、文化財庭園の活用につながるかと、国指定名勝である藤江氏魚楽園の良さを改めて知って頂くことの良い機会ができ、地元川崎町にとっても観光資源の活用は、町のイメージアップに繋がり、注目を集め、観光客を増やすことができると思ったからです。

また、将来的には、町内の自然豊かな景勝地や史跡と合わせて夜間ライトアップをし、町内外の観光客に喜んでいただくことが出来ればと思いました。その取組に川崎町文化歴史研究会の会長讚井明夫氏をはじめ、地元有志の方々のご協力を得て「魚楽園ライト

アッププロジェクト二〇一四実行委員会」を立ち上げました。

しかし、ライトアップと云っても照明機器を紅葉や庭園に当てるだけでは、来園された方々は満足していただけません。最近では、様々な趣向を凝らした夜間ライトアップをしている為、まず、その知識から得ようと、(株)松下美紀照明設計事務所の照明デザイナーの松下美紀先生へご連絡を致しました。松下美紀先生は、国内外で数多くの照明デザイン事業に取組まれ、福岡県内では福岡タワーや博多ライトアップウォークなど、数多くのイベントも手掛けられていました。そのような有名な照明デザイナーの松下先生へ、照明の事を教えてください！アドバイスを下さい！などと、唐突なメールをさし上げましたが、翌日、松下先生は、私の携帯に直接お電話を下さり、親切に事情を聴いてくださいました。

また、当庭園まで足を運んで頂き、最後には快く引き受けて下さったのです。このように松下先生をはじめ沢山の方々のご支援を受け、魚楽園ライトアッププロジェクトは動き始めました。

まず、一番の問題は、予算が無いこと、計画方針を立てたのが九月末のことで準備期

間が無いことでした。そこで、協賛をして頂く企業を募る事から始めました。取組む期間が無かったのですが、実行委員会の方々頑張っていただけのおかげで、協賛金を七十万程集めることができました。

設置する照明機器も十一月から十二月にかけては、各地で様々なイベントがあるため、照明機器の調達に苦慮している中、松下先生のご協力で宮崎市の企業からお借りすることができました。その他、知人からの寄贈などで、何とか三十七個の照明機器を調達することができました。

これで、庭園内の紅葉ライトアップは可能となったのですが、当園入口から文化財庭園までのアプローチが百メートルくらいありまして、そこを照らすことが問題となりました。そこで、福岡県が中小企業の事業促進のため主催している、飯塚地区の『福岡県産業デザイン協議会 デザイン開発ワークショップ』に、私が参画していた関係で、飯塚市の近畿大学産業理工学部 建築デザイン学科の金子哲大先生をはじめ、建築デザイン学科の学生さんのご協力を得て、文化財庭園までのアプローチに竹灯籠を設置して、来園者の足元を照らすようにいたしました。この竹灯籠の竹は、川崎文化歴史研究会の会長讃井明

夫氏をはじめ会員の方々や庭園の通常管理者の佐々木造園のご協力で、近隣の山から竹を切り出し、灯籠の大きさにカットして、近畿大学へ持ち込みました。その竹にクリスマスツリーにつけるイルミネーションの電飾を使い光が拡散するように金子先生や学生さんにご協力して頂き竹灯籠に小さな切込みを入れるなどの工夫を施し、約三百個の電球竹灯籠を作りあげました。電気配線工事も『福岡県産業デザイン協議会 デザイン開発ワークショップ』に参画している春田建設のご協力により庭園内だけでなく敷地に配線をしていただきました。

松下先生には、紅葉だけでなく、雪舟の特徵でもあります石組みにもライトアップし、一瞬、古都京都のお寺に来ているような雰囲気を出して頂きたいとお願いしました。その要望を松下先生は、私達の想像を遥かに超えた次元で庭園を演出してくださいました。初めて見た瞬間、感動のあまり涙が止まりませんでした。何百年も前に造られた庭園が今の照明技術でこんなにも素晴らしく、人を感動させることができるのかと思えました。



「魚樂園ライトアッププロジェクト二〇一四実行委員会」の関係者だけでなく、来園された方々は大変喜ばれ、十一月二十一日～二十八日までの八日間開催させていただいたのですが、夜だけの来園者は、二千五十人を超えました。ライトアップ期間中、アンケートを取らせていただきましたが、九十パーセント以上のお客様が満足されていました。

この期間中、お見えになったお客様の中で多かったのが二十代～三十代、四十代の方が非常に多かったということでした。当庭園は、主に四十代～六十代・七十代の方が多いのですが、夜間ライトアップを通して、新たな年齢層の来園者を開拓することができました。

また、文化財庭園の紅葉ライトアップということもあり、福岡県の報道関係もテレビ局は、ほぼ全社が取材に訪れ、その報道効果により九州各県をはじめ山口・広島県からのお客様も来園されました。

この様に数百年の時を越え保存され継承されてきた文化財と、新たなライトアップと言う技法との組合せにより、文化財庭園を異次元の空間として表現することができ、新たな文化財庭園の活用方法が広がったと思われまます。文化財の活用方法が私どもにと

って最大の課題になっているのですが、また川崎町という所は、福岡県の中でも小さな町になります。また、その中で人口の約八割が高齢者ということもあり、限られた観光資源の一つでもあります。その小さな観光資源は、活用方法というのは無限大であると私は思っています。今後、福岡県が海外からの観光客を誘致するにあたり、文化財庭園の持っている意義というものは、責任というものは、非常に大きく、そのためには私たちが様々な取組を通して、色々な情報を発信していく上では、このような取組というものを今から先もどんどん活用していきたいと思えます。

最後になりましたが、このライトアッププロジェクトを助けていただいた飯塚市の企業様、そして川崎町の行政関係者、配線工事をしていただいた方々、また、照明デザイナーの松下美紀先生にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

明日は、この素晴らしい庭園に皆さまをお迎えすることができることを、私たちが心より喜びと思ひ、お待ち申し上げております。以上をもちまして、私のほうからの事例発表は終わります。ご清聴いただきまして、ありがとうございました。



藤江さんの講演

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会

総会副会長（毛越寺庭園）

藤里 明久

皆様、お疲れ様でございました。皆様の協力により、総会、講演会と日程の半分を終了させていただきました。ありがとうございました。

御講演いただきました平澤様、嶋田様、藤江様、この三名様には、厚く感謝を申し上げますと存じます。

今日、御講演を聞きながら、若干別のことも考えておりました。庭園を保存管理しております皆様方の庭園の管理も大変なことだろうと思っておりますけれども、この貴重な庭園を将来に残していく、伝えていくということは、とても大変なことだと改めて感じておりました。

実は私どもの毛越寺庭園でも大きな問題を二つほど抱えておりまして、樹木の腐朽という問題、一昨年、五本ほど木が強風で倒れてしまいました。その一つは、札所を直撃して、札所を潰してしまいました。幸い、怪我人はございませんでしたけれども、そういうことが一つございました。それで、樹木の腐朽診断をどうするかということで、今、整備委

員会を立ち上げまして、色々な先生方にご検討をいただいております。それから、遣水の石、これがですね、一部劣化をして細かく割れたりしています。この処理をどうするかというのも大きな課題であります。

庭園というのは、生きているというのは、よく申すけれども、生きているということとは、いずれ弱ってきたり、或いは死んだり、劣化するということは当然あり得ることで、先ほど平澤様が、将来にこの庭園を残していくというお話をされましたが、実際にそれをやっていくということは、とても至難なことだろうなと思っております。

それで、私どもの庭園の経験が、少しでもお役に立つのであれば、ニュースレターか何かの中にご報告をさせていただければと思っております。

亀山会長が運営委員会を作って、この会の活性化と情報のやり取りを円滑にしようということ、運営委員会を作られたと思いますので、是非そういうものを活用しながら、本協議会が皆様一人、お一人の少しでもお役に立てるような協議会になっていければというふうに感じているところでございます。

明日は、伊藤傳右エ門氏庭園と藤江氏魚楽園、二つのとても素晴らしい庭園を拝見することを楽しみにしております。それから明年は、秋田県大仙市の旧池田氏庭園が主催庭園

となって、秋田でこの協議会が開催されることとなります。大仙市はとても良い所でございますので、皆様、多くの方が秋田までお越しただくことを強くお願いを申し上げます。と思っております。

最後になりますが、この総会、講演会を準備していただきました飯塚市の関係者の皆様、そして、毎年お世話いただいております東京都公園緑地部の皆様方に厚く感謝を申し上げますと存じます。

最後にもう一つ、私自身は昨年の総会で副会長という大役を頂戴しました。前任の龍潭寺の武藤様のようにはまいりませんけれども、少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。簡単ですが、以上を持ちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。



藤里副会長 閉会の挨拶

第53回文化財指定庭園保護協議会・総会(5/28(木))より



会場：のがみプレジデントホテル(飯塚市)



会場風景



開会挨拶
東京都建設局公園緑地部長(事務局)
五十嵐 政郎



主催者挨拶
文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



開催地挨拶
福岡県教育長
城戸 秀明



開催地挨拶
飯塚市長
齊藤 守史



来賓挨拶
文化庁文化財部記念物課
文化財調査官 平澤 毅



次回開催地挨拶
旧池田氏庭園
老松 博行



議長：亀山会長



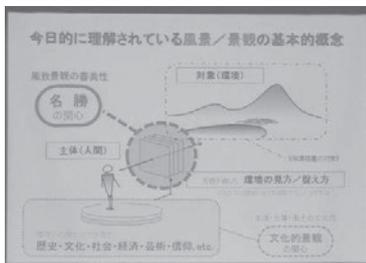
会計監査報告
藤里 監事



出席者紹介風景

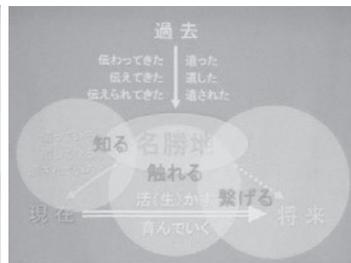
公開講演会風景(5/28(木))

①名勝の保護.....文化庁文化財部記念物課文化財調査官 平澤 毅

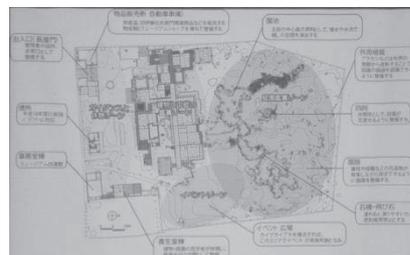


平成26年度諮問・答申分の
名勝指定・登録記念物(名勝地)登録
平成26年10月6日告示(平成26年春 諮問・答申)

【指定】	東福本坊庭園 (京都府京都市)
	松花堂及び書院庭園 (京都府八幡市)
	岸和田城庭園(八陣の庭) (大阪府岸和田市)
	三井家(みみらくのしま) (長崎県五島市)
	テングバテ (沖縄県糸島郡)
【登録】	今存長直園 (長野県長野市)
	半田氏庭園 (長野県長野市)
	富澤氏庭園 (長野県長野市)
	南氏庭園 (大阪府阪南市)



②国指定名勝「旧伊藤傳右エ門氏庭園」の保存と活用について.....飯塚市歴史資料館館長 嶋田光一



③国指定名勝「藤江氏魚樂園」の保存と活用について.....藤江氏魚樂園 藤江敬子



●閉会の挨拶



文化財指定庭園保護協議会
副会長
毛越寺庭園 藤里明久

●懇親会 挨拶



文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



飯塚市教育長
片峯 誠

●乾杯



川崎町町長
手嶋 秀昭

●中締め



旧池田氏庭園当主 池田 泰久

現地見学風景(5/29(金))

(1)国指定名勝「藤江氏魚樂園」



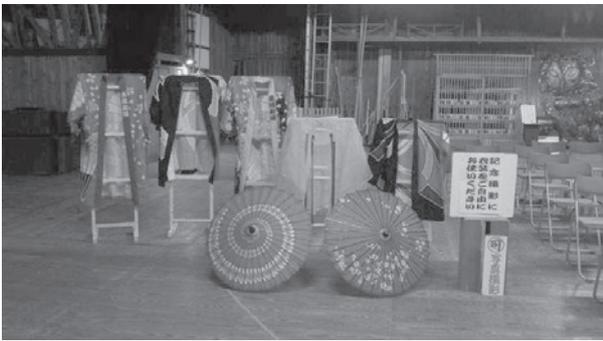
現地見学風景(5/29(金))

(2)国指定名勝「旧伊藤傳右エ門氏庭園」



現地見学風景(5/29(金))

(3)嘉穂劇場(昼食会場)



* 飯塚市歴史資料館



展示風景
(撮影許可済)

【撮影編集: 賛助会員 高橋裕一】

運営委員会の設置と活動報告について

文化財指定庭園保護協議会運営委員会は、平成26年6月5日に開催された第52回文化財指定庭園保護協議会総会において、亀山章会長から以下のとおり、その設置について発議され、採択されました。

その後、7月25日に第1回運営委員会を、10月15日に第2回運営委員会を開催し、平成27年1月16日にニュースレター第1号を発行しました。平成27年5月28日に第3回、平成28年4月6日に第4回運営委員会を開催しました。

運営委員会の設置について

文化財指定庭園保護協議会の活動の取組を進めるためには、本会の目的にもあるように、会員相互間の密接な連絡を保ち、文化財庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることが極めて重要な基礎となります。そのため、この会に、運営委員会を設置し、今後の活動について具体的に検討したいと考えました。

運営委員会における検討は、機動的に動ける体制を作り、文化財庭園に対する発展的な姿を模索し、会員であることの意義がわかるようにすることであり、会員が置かれているさまざまな実情を踏まえて取り組む必要があります。

運営委員会規則

第1条（目的）この規則は、文化財指定庭園保護協議会（以下、協議会という）の会則第2条の目的および第3条の事業を円滑に進めるため、理事会のもとに運営委員会を設置することに関し、必要な事項を定める。

第2条（委員）運営委員会委員（以下、委員という）は、第1条の目的を達成するために会長が委嘱する。

第3条（会議）運営委員会の会議は、必要に応じて、会長が召集する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席を原則とする。

3. 会長は、必要と認めるときに、委員以外の専門家を参考人として、会議への出席を招請することができる。

4. 会議の結果、議決された重要な事項については、理事会の議を得て実行する。

第4条（任務）運営委員会は、第1条の目的に合わせて、会務運営のための情報収集、調査研究、企画の検討・立案・実施の実働体制の構築などについて検討し、その一部を実践することを任務とする。

第5条（議事録）会議の議事については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成する。

第6条（委員会の事務）委員会の事務は、協議会の事務局に置く。

第7条（改廃）この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

第8条（施行）この規則は、2014年（平成26）年6月5日から施行する。（平成26年6月5日理事会議決）

運営委員会委員

理事会：亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、毛越寺）

民間所有者・管理者：諸戸公子（諸戸財団）、藤井 清（養翠園）

学識者および技術支援者：平澤 毅（奈良文化財研究所）、土井祥子（日本ナショナルトラスト）、吉村龍二（文化財庭園保存技術者協議会）

事務局：東京都建設局公園緑地部管理課

平成 2 7 年度会務報告

議題(1)

1 第 5 3 回通常総会の開催

開催日 平成 2 7 年 5 月 2 8 日 (木)、2 9 日 (金)
 主催庭園 旧伊藤傳右エ門氏庭園
 総会会場 のがみプレジデントホテル (福岡県飯塚市)
 総会構成 出席 5 5 会員 (他に委任状提出 5 5 会員) 全出席者総数 118 名 (来賓・事務局含む)

5 月 2 8 日 (木)

理 事 会	1 1 時 0 0 分 から 1 2 時 3 0 分		
通常総会	1 4 時 0 0 分 から 1 5 時 3 0 分		
開催挨拶	東京都建設局公園緑地部長		五十嵐政郎
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長		亀山 章
開催地挨拶	福岡県教育長		城戸 秀明
	福岡県飯塚市長		齊藤 守史
来賓挨拶	文化庁文化財部記念物課文化財調査官		平澤 毅
出席会員紹介			
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長		亀山 章
議 題	①平成 2 6 年度 会務報告・会計報告・会計監査報告	⇒ 承認	事 務 局
	②平成 2 7 年度 事業計画案・予算案	⇒ 承認	事 務 局
	③役員を選任	⇒ 承認	事 務 局
次回開催地挨拶	秋田県大仙市副市長		老松 博行
公開講演会	①名勝の保護 文化庁文化財部記念物課文化財調査官		平澤 毅
	②「旧伊藤傳右エ門氏庭園」の保存と活用 飯塚市歴史資料館館長		嶋田 光一
	③「藤江氏魚楽園」の保存と活用 藤江氏魚楽園		藤江 敬子
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園		藤里 明久
懇 親 会	1 8 時 3 0 分 から 2 0 時 3 0 分		

5 月 2 9 日 (金)

現地視察 「旧伊藤傳右エ門氏庭園」 「藤江氏魚楽園」

2 会報の発行 (第 5 1 号)

平成 2 7 年 5 月 2 8 日 (木) 発行、配布

(総会欠席会員には平成 2 7 年 7 月 1 3 日送付)

平 成 2 7 年 度 会 計 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日)

議題(2)

[収 入 の 部]

単位:円

科 目	予算額(A)	摘 要	決算額(B)	摘 要	差額(B-A)
一般会費	525,000	@ 5,000×105	550,000	@ 5,000×110	25,000
賛助会費	270,000	@10,000×27	170,000	@10,000×17	△ 100,000
雑収入	300	預金利子	98	預金利子	△ 202
繰越金	1,216,658		1,216,658		0
合 計	2,011,958		1,936,756		△ 75,202

[支 出 の 部]

単位:円

科 目	予算額(a)	摘 要	決算額(b)	摘 要	差額(a-b)
会報作成費	220,000	第51号会報印刷費	174,204	第51号会報印刷費	45,796
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0		10,000
通信費	60,000	開催案内・会報送付等	42,399	第53回総会案内・会費請求等	17,601
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第53回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第53回理事会会議費	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	874	文房具等購入費	19,126
旅費	220,000	会長及び書記旅費・次回開催地との連絡調整等	220,000	事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	0
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	20,000	文化財庭園保存技術者協議会会費等	10,000	平成27年度文化財庭園保存技術者協議会会費等	10,000
予備費	1,061,958		66,654	旅費の不足分・手土産等	995,304
合 計	2,011,958		914,131		1,097,827

1,936,756-914,131= 1,022,625

28年度へ繰越

議題(3)

監 査 報 告

本日、秋田県大仙市大曲エンパイヤホテルにおいて、本協議会の平成27年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

平成28年6月23日

文化財指定庭園保護協議会監事

養翠園 藤 井 清 印

平成28年度事業計画（案）

1 通常総会（第54回：今回実施分）の開催

- (1) 開催日 平成28年6月23日（木）・24日（金）
- (2) 会場 大曲エンパイヤホテル（秋田県大仙市）
- (3) 内容 理事会・総会・公開講演会及び現地視察
（旧池田氏庭園、旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園）

2 会報の発行（第52号）

- (1) 発行予定 平成28年6月
- (2) 発行部数 230部

3 活動の指針

(1) 庭園の普及宣揚と管理の充実

指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。

(2) 「景観対策」の取りまとめ

機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。

(3) 庭園利用の活性化

庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。

(4) 会員間の交流の活性化を図る

会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。

(5) 会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

※参考

会員数（平成27年度末現在）	合計131会員
①正会員（文化財指定庭園管理者等）	104会員
②賛助会員（本会の目的に賛同する個人及び団体が理事会の承認を得たもの）	27会員

4 次回通常総会（第55回）開催計画

- (1) 開催予定地 静岡県浜松市
- (2) 開催予定日 平成29年5月頃

平 成 2 8 年 度 予 算 (案)

議題(5)

[収 入 の 部]

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
一般会費	520,000	525,000	△ 5,000	@ 5,000×104会員
賛助会費	270,000	270,000	0	@10,000×27会員
雑収入	300	300	0	預金利子
繰越金	1,022,625	1,216,658	△ 194,033	
合 計	1,812,925	2,011,958	△ 199,033	

[支 出 の 部]

単位:円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
会報作成費	220,000	220,000	0	第52号会報印刷費
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	60,000	60,000	0	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	220,000	220,000	0	会長及び書記旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	20,000	20,000	0	文化財庭園保存技術者協議会会費等
予備費	862,925	1,061,958	△ 199,033	
合 計	1,812,925	2,011,958	△ 199,033	

(注) 予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。

会員の皆さんから

～近況をお知らせします～

会員の皆様から、平成二十八年三月から四月に寄せられた近況報告をご紹介します。

瑞楽園

平成二十七年九月二十三日に、大石武学流庭園の価値について、市民等の理解を深めるべく「大石武学流庭園シンポジウム」を開催致しました。

平成二十八年度は、大石武学流庭園のさらなる保存と活用について、国指定名勝庭園が所在する自治体首长らが展望する「大石武学流庭園サミット」や瑞楽園を始めとする国指定名勝庭園を巡るバスツアーの開催を予定しております。

金平成園（澤成園）

平成二十七年三月末で九年間の修復事業を完了。所有者が東京在住の為、常時公開は難しい状況ですが、観光振興への地元の期待も大きく、行政の支援を受けつつ、春・夏・秋

に約五十日間一般公開致しました。

本年度（平成二十八年度）は左記の五十日間公開予定です。

春季…四月二十三日（土）～五月八日（日）
夏季…七月三十日（土）～八月十六日（火）
秋季…十月二十二日（土）～十一月六日（日）

旧池田氏庭園

近年、庭園樹木について古木の衰弱や、虫害（テッポウムシ・カイガラムシ等）に苦慮しております。国指定から十年を経過し、ガーデン施設設備などがおおむね完了したものの、近年は来園者が減少傾向でございます。庭園の普及啓発や、より多くの皆様に快適にご利用いただくための運営手法等につきましても、全国名園の方々からご教示をいただければ幸いです。

旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

ただ今、保存修復工事中です。一年後完成後は通年で、いつでも、どなたにも見えていただける筈です。

玉川寺庭園

庭園に虫が乱舞するので、池の泥あげを控えていましたが、かなり溜まってしまったので思い切って昨年泥あげをしました。

本間氏別邸庭園（鶴舞園）

この冬も暖冬で雪が少なく、庭園の樹木の枝折れなどの被害が最小限に済みました。但、庭園内の通路の除雪で、通路脇の植込みが潰れることがあり、除雪には気が抜けません。

温暖化も含めて環境の変化から、虫の発生の早期化、樹勢の衰えを感じます。本年度は樹木の点検と池の浄化を検討しています。

小石川後楽園

平成二十七年年度の小石川後楽園では、蓬萊島の植栽管理を実施しました。枝透かしの技法を用いた剪定のほか、笹刈り等の林床管理を行ったことで、大泉水周辺に配された主要景観が島の木の間越しに見え隠れするようになり、景観の向上に繋がりました。

秋には、「大人の社会科見学」と銘打ち、バックヤードツアーを初めて開催しました。

多くの参加者と普段立ち入れない庭園の裏側を歩きながら、庭師の作業の様子、神田上水の史跡、小石川後楽園の水景施設を間近で見学していただき、新たな庭園の魅力を味わっていただきました。

六義園

平成二十七年も広く文化財庭園の魅力を発信し、多くの方にご来園していただくため、桜・紅葉期に十六回目を数える「大名庭園のライトアップ」を行いました。普段は見ることができない幽玄で幻想的な庭園を、外国のお客様をはじめ若い方から年配の方まで、多くの方々に楽しんでいただきました。

また、園内の維持管理では、過去の写真等史資料をもとに、吹上濱の護岸補修と鯉の餌やり場の撤去を行いました。浜を見立てた芝生地の連続性と池泉へとゆるやかに続く護岸が甍り、往時の美しい姿を取り戻しました。

旧浜離宮庭園

昨年、東京都により「燕の御茶屋」が復元され、毎週木曜日に実施していた「松の御茶屋特別見学会」を拡大し、「松の御茶屋・燕の

御茶屋特別見学会」を開始しました。「松の御茶屋」は内部から、「燕の御茶屋」は外から庭園ガイドボランティアがご案内し、庭園の新たな魅力を来園者の方々に伝ええています。また、昨年より東京都による中島橋の整備工事、延遼館跡の遺構調査が行われ、今年隣接する「築地市場」の移転も予定されているなど園内外で様々な変化があります。

旧芝離宮庭園

当園では、春は桜の演奏会、夏には七夕の演奏会、秋の催事では津軽三味線の演奏会、冬の正月開園では、初春三番叟を実施しています。四季の演奏会はお客様に定着し、非常に好評をいただいております。また、昨年度は当園にゆかりがある小田原市とも連携し、秋の催事で風鈴やウメ干しなどの臨時売店も出店しました。今後もお客様に楽しんで頂ける庭園づくりに取り組んで参ります。

向島百花園

当園は、往時には「新梅屋敷」と呼ばれ、園内に多くのウメの木があったと石碑に記され伝えられています。現在、当時の景観を取

り戻すための事業を継続的に実施しており、平成二十七年度も、初代園主が記した資料をもとにウメの補植を行いました。それと同時に、接ぎ木によるウメ古典品種確保での景観向上を図る取り組みも始めました。

東京都の整備工事では、昨年度末に行われた園内の四阿（あずまや）修復に続き、外周塀（東側・南側）の改修工事が行われました。竹を組み込んだ格子柵が、当園の草庭の風情を引き立てると、来園された方からも大変好評です。

旧古河氏庭園

平成二十七年度も春と秋にバラフェスティバルを開催し、約九十種百八十株のバラを多くのお客様にお楽しみいただきました。開催期間中に美しい大輪の花を咲かせるため、鑑賞される方の視線にも配慮したバラの開花調整を行う等、年間計画に基づく維持管理を実施しています。

洋館と洋風庭園が有名な当園ですが、小川治兵衛の作庭した日本庭園をより知っていただくため、紅葉期には「錦秋染まる旧古河庭園」としてイベントを行いました。また、伝統技能見学会では、雪吊りや霜除けなどの

冬の設えについて技能職員がわかりやすく解説し、日本庭園の魅力を発信しました。

殿ヶ谷戸庭園（随豆園）

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。平成二十七年度は、主屋から芝生地、藤棚から主屋への見通しの確保に重点を置いた株物の切戻しや樹木剪定を行い、奥行きある明るい芝生地の景観維持に取り組みました。園内に設置している手摺や土留は、景観に馴染む太さと高さに変更して補修すること、景観の向上を図りました。

また、池の周辺の下草刈り、池の汚泥除去を継続的に行うことで、池周辺の景観の向上と水質向上にも取り組みました。

三溪園

平成二十一年度より、各分野の専門家による「名勝三溪園整備委員会」の指導・助言を受けながら整備を進めています。明治三十九年の開園から百年余を経て創設者・原三溪が造り上げたころの景観とは変わってしまったと

ころがあり、綿密な調査を踏まえて可能な限り当初の姿に復元することを整備の基本に置いています。

平成二十七年度も同委員会で承認を得た年次計画に基づき、植栽整備工事や日常の環境整備を行いました。また、昨年度から二か年計画で実施している創設者・原三溪の隠居所・白雲邸の倉の整備工事が終了したほか、園内に点在する歴史的建造物耐震化対策の基礎データを取得するための地盤調査を行いました。近年、増加している外国人入園者への対応策として園内三箇所（英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字））の情報がQRコードで取り出せるシステムを導入しました。

渡辺氏庭園

母屋は昨年度（平成二十七年四月）にリニューアルが完了しましたが、庭園の方は手付かずの状態であり、太鼓橋等の付属品の老朽化がはなはだしく、補修・復元が今後の検討課題です。

成巽閣庭園

この冬は降雪が少なく、樹木の負担も少な

くすみました。一方、病害虫の不安が増えています。

那谷寺庫裡庭園

平成二十六年三月、松尾芭蕉ゆかりのおくのほそ道の風景地として那谷寺境内（奇石）が国指定名勝となりました。平成二十九年（二〇一七年）開創千三百年を迎えます。

一乗谷朝倉氏庭園

北陸新幹線開業の効果で、来訪者数が過去最高となる見込みとなっています。今後も継続して多くの方に訪れてもらえるよう、価値や魅力の向上を図っていきます。

瀧谷寺庭園

昨年一月に庭園の背景を構成する樹木が倒れ、今年植樹をする予定です。

西福寺書院庭園

西福寺書院庭園は昭和七年に文部省より名勝指定となる。江戸中期の作庭で規模宏荘に

て繊細な技巧が加わり、御影堂造り、四修回廊の背景として二十五菩薩の来迎を形面下的に表現している。四季の眺めもよく、境内で見られる淡黄緑色の花を咲かせるウコン桜の新緑期、また紅葉期の拝観者数が特に増加する。

御影堂（みえいどう）、阿弥陀堂、それら堂宇をつなぐ四修回廊は七宝池にかかる国内でも唯一の構築物であり、書院を合わせた四建築物が国重要文化財指定を受け（平成二十一年）、平成三十年には御影堂復興工事が予定されている。

福井県下でも類を見ない堂姿の落慶が待ち遠しく、名勝拝観により静謐なひとときを感じることができる。

柴屋寺庭園

柴屋寺の南側に丸子富士、北西には天柱山がそびえ、そして東側には竹林の見事な東山（吐月峰）と迫力満点の借景庭園です。四季折々の花や景色が楽しめます。

名古屋城二之丸庭園

平成二十四年度に保存管理計画を策定し、

平成二十五年度から名勝庭園としてふさわしい景観を取り戻すべく、本格的な修復・保存整備を行っています。平成二十七年でも発掘調査、修復整備工事をすすめています。

旧諸戸氏庭園

平成五年六月に一般公開を始め、二十二年でようやく、平成二十七年四月十一日に総入園者数が百万人を達成致しました。また最近では、映画やドラマのロケ地として活用され、認知度も少し上がり館顧客の増加につながればと思っております。

多賀神社奥書院庭園

昨年多賀町により、名勝多賀神社奥書院庭園の保存活用計画策定を目的として同委員会が設置され、保存活用計画の策定に向けて審議を行いました。平成二十七・二十八年度に全六回の委員会を開催し、平成二十九年三月に保存活用計画書を刊行する予定です。

青岸寺庭園

平成二十五年度より取り組んできた庭園の

修復整備は一段落し本年度よりは二ヶ年計画で書院の修復が実施されます。庭園関係としては雨水対応の水路の整備が残されていますが書院の裏手を通っているため書院の修復が済んだ後、取り組むことになっています。

兵主神社庭園

庭園の整備事業から十五年がたち、再び修理が必要となりました。秋のライトアップ事業・兵主ほたる・兵主蕪の復元事業等は、毎年頑張っております。

玄宮楽々園

玄宮園では平成二十七年年度の整備事業で、州浜等を復元整備しました。また、以前に復元整備した「水田」で公募で田植え体験のイベントを五月十四日に行いました。楽々園では、茶室である「地震之間」を保存修理しております。

慈照寺（銀閣寺）庭園

庭園の樹木養生治療を平成二十七年三月から行っています。銀閣寺垣樹木を手始めに二

ヶ月毎に土壌改良作業中です。平成二十八年も治療を同様に行い、庭園全体に広げていく予定です。

依水園

平成十五年より始まりました庭園整備事業も平成二十八年度で終了となります。仕上げに向け補植その他残った課題の処理にかかっています。

和歌山城西之丸庭園

もともと西之丸庭園内にあり、後に和歌山城南の丸跡に移設された石灯籠をもとの場所に移し、庭園の環境整備を行いました。

田淵氏庭園

多数の松枯れが発生し、見ばえが悪くなったので、平成二十七・二十八年度に修復を実施し、二十九年度から公開をする予定です。

浄土寺庭園

八ヶ年にわたる平成大修理事業も三月末で

終了します。落ち着きをとりもどして庭園整備をしてゆきたいと思っております。

常栄寺庭園

亀島・船島・池の淵の石積みが見られる状態になっています。三月調査が終わり次第、水が入ります。

毛利氏庭園

NHK大河ドラマ「花燃ゆ」の放映により庭園及び博物館の入場者数が増加しております。

栗林公園

昨年八月に園内主要施設の商工奨励館がリニューアルオープンし、新たな見所が増えました。

旧伊藤傳右工門氏庭園

現在五ヶ年計画で庭園の改修工事を実施しており、今年度は庭園の中心である園地改修工事・給排水工事を行い、来年度は噴水の復

旧工事を行う予定です。

仙巖園（附）花倉御飯屋庭園

昨年七月にドイツで開かれたユネスコの世界遺産会議で「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産登録が決定いたしました。鹿児島エリアにおける構成資産「旧集成館」には仙巖園も含まれており、園内にある反射炉遺構や隣接する旧集成館機械工場（現在は博物館として使用）を訪れる観光客は増加しています。また県民の関心も高まっており、地元小中学生の見学も増えて来ました。案内役が足りなくなっているため、四カ国語対応の音声ガイドペンを導入したり、スタッフを再教育して説明範囲を拡げるなどの対応に追われています。

織名園

平成二十七年五月二十五日から二十六日の二日間に渡り、囲碁の七大タイトルのひとつで最も歴史のある第七十期本因坊戦那覇対局が行われました。

高橋裕一

昨年の夏以降、集中的に都内の庭園を实地見学してきたが、施設の中に取り込まれ全く管理の手が行き届かない箇所もあり、維持管理体制のあるところのないところの違いが鮮明に感じられた。

代の奈良公園の姿を取り戻し、更に魅力的な公園を目指しています。

白鳥庭園

白鳥庭園もおかげさまで平成二十八年四月十四日に二十五周年の節目を迎える事ができました。開園より二百六十万人の多くの方々にご来園いただきました。お客様をはじめ、これまで白鳥庭園を支えていただいた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

白鳥庭園は、庭園としての質の向上とともに、日本の伝統文化の活動、伝承の場としていくことも重要な使命とし、次の二十五年に向けて心新たに取組んでいく所存です。

奈良公園

指定当時（明治～昭和初期）の景観を取り戻すべく、山林部を除く公園全体の植栽計画樹立作業を進めています。一部エリアでは、計画に基づく整備も実行中です。古き良き時

第五十三回文庭協総会・私の筑豊紀行

賛助会員 高橋裕一

前年の第五十二回文庭協総会・岡山を欠席し残念に思っていたが、平成二十七年総会では平成二十六年度上半期NHK連続テレビ小説『花子とアン』の舞台の伊藤傳右衛門邸と藤江氏魚楽園が開催庭園であり、かつての日本の基幹産業であった石炭産業の中心地として、また、近年ユネスコの世界記憶遺産に登録された山本作兵衛さんの炭鉱労働やその暮らしを描いた作品を現地で鑑賞できるチャンスとして、大きな期待を寄せていた。

五月二十八日(木)午前九時十分福岡空港に降り立った私は一路、「田川伊田」駅を目指し、田川市の石炭記念公園に向かった。そこには“月が出た出くた”の「炭坑節」ゆかりの「二本煙突」(国登録文化財。旧三井田川鉱業所伊



田竪抗第一・第二煙突。下左がそびえ、また、「旧三井田川鉱業所伊田竪抗櫓」(国登録文化財。



右)が威容を誇っていた。田川市石炭・歴史博物館にはユネスコ世界記憶遺産の日本第一号に登録され「山本作兵衛コレクション」が展示されていた。東京でも平成二十五年三月から五月にかけて原画

展が開催されたが、登録作品の館外持ち出しは固く制限されているため、東京にやってきましたのは、登録作品以外の五十九点であった。しかし、命がけの炭鉱労働作業が色鮮やかに



生き生きと独特の漫画風に描かれた作品群は多くの人の共感を呼んだ。そして、いよいよ記憶遺産に登録された実物に接してみると、さらに厳選された作品がそこにはあった。惜しいかな、飯塚市での総会までの、残りわず

かな時間のみの観賞となり、バスで飯塚市に向かった。

飯塚市のがみプレジデントホテルでの総会では、今回より文化庁文化財部記念物課の



ご来賓が長年お世話になった本中眞様より平澤毅様に交替された。また、同じく、副会長が龍譚寺庭園の武藤全裕氏から毛越寺庭園の藤里明久氏に交替された。総会後、平澤様による

『名勝の保護』飯塚市歴史資料館長の嶋田光一氏による『国指定名勝「旧伊藤傳右エ門氏庭園」の保存と活用について』藤江氏魚楽園(たかこ)氏による『国指定名勝「藤江氏魚楽園」の保存と活用について』の公開講演会で翌日の現地見学の前予習をさせていただき、その後の懇親会の楽しい一時を過ごした。





翌二十九日(金)は早

朝起床し、朝食会場に移動する午前七時までに戻れる範囲での散歩を敢行した。懇親会で同席した鳥取・観音院の皆様の情報から、先ず鉄道線路と反対側にある筑豊御三家の一つ、麻生太吉(一八五七・一九三三)邸を目指し

た。前夜の情報通り、堅固な高い塀に囲まれた広大なお屋敷で、麻生家の威容に圧倒された。立派な門の前に佇むと、中からは玉砂利を掃く熊手の音が聞こえてきた。お屋敷の範囲はどこまでも続いているようだった。麻生太吉氏は炭鉱の他、飯塚病院の創立、電気・セメント始め多くの事業を創設・経営し、今日も立派に引き継がれさらに大きく発展していた。なお、麻生太吉氏の曾孫は麻生太郎副総理兼財務大臣。



北にかけて流れる雄大な一級河川で、芳雄橋を渡った対岸が飯塚市の繁華街となっていた。芳雄橋は平成二十年十一月二十九日の竣工で真新しくその豪華な作りに驚いた。白みかげ石とコンクリートによる橋は両岸とも歩車道が分離さ

れているのは当然として、ところどころ、展望スペースができていたほか、中ほどには中州に降りる階段が両側に設置されており、さらに片側には屋根の付いた立派な休憩舎(東屋)が設けられていた。後ほど調べてみると平成十五年七月の集中豪雨で飯塚市が大被害を受け、その後、河川を管理する国が地域や市民の意見を反映して設計されたものとのことであった。



芳雄橋の上からは遠くにボタ山が自然の風景として眺められ、のどかな筑豊の景色を満喫した。

白連の歌碑は対岸から石段を降りた河原にあった。「遠賀川 小暗き中に 銀色の 光りは長く 夜は明け染めぬ 白連」と刻まれていた。この歌碑のところで朝の体操に勤しんでいた婦人に話を聞くと、麻生邸には附属の庭園があり、公開もされているような情報があった。それが実際にあるのなら是非拝見したいと思った。



のがみプレジデントホテルで朝食を済ませ、バス三台で見学地に向かった。田川郡川崎町所在「藤江氏魚楽園」はひっそりと山里に隠れた国指定名勝庭園。お屋敷の玄関には作庭者である雪舟さんの彩色の木彫像が一行を迎えた。おいしいお菓子に抹茶をいただいた後、手





散のために「猿田彦」を祀った「奥の院」は紅葉が美しい場所として紹介された。屋外では、川崎町の特産品も販売され私も石炭の風合いをイメージしたクッキーを購入した。

嶋秀昭川崎町長の御挨拶、お座敷で



川崎町教育委員会職員の見した。縁先から一間奥まった位置からの観賞が本来の観賞位置ということで、前日の藤江敬子氏の説明にもあったように、廻遊式ではなく、絵画式の観賞によるお庭ということでした。また、疫病退



次に向かった「伊藤傳右エ門氏邸庭園」は飯塚市幸袋(こうぶくろ)所在。朝ドラ「花子とアン」の人気で来園者がひっきりなしに訪れていた。門にかかる看板は麻生太郎氏の揮毫。私は四班で、お庭を見学した後、邸宅の内部をガイドさんの案内で拝見した。お庭は本来の園路や四阿(あずまや)などの旧状が復元整備されていた。邸宅はどの部屋もそれぞれ独特の贅を凝らした造りで、ところどころには白連さん(身長



は百四十センチメートルとずいぶん小柄だったようだ)直筆の掛け軸が掛けられていた。また、伊藤邸でもこの時期、山本作兵衛の絵画展が開催されていた。



昼食会場として案内された飯塚市の「嘉穂劇場」は昔懐かしい江戸情緒歌舞伎様式の芝居小屋(平成十八(二〇〇六)年国の登録有形文化財)。昭和六(一九三二)年開場。

炭鉱労働者とその家族の娯楽施設として大いに賑わった。今も現役であるところが見事。桝席の中に用意されたお弁当の味は格別。食後は劇場内の見物。奈落の底にも潜入し、廻り舞台のからくりを拝見。通路横には過去の公演ポスターがずら

り。我々団塊の世代以上の者にはお馴染みの、春日八郎、三橋美智也、美空ひばり始め多くの現役の有名スターの名も。この「嘉穂劇場」も平成十五年の大被害で被災し多くの人の



支援により復旧したのだそうです。「嘉穂」とは、かつて旧嘉麻郡と旧徳波郡が統合し嘉穂郡となり、飯塚市が嘉穂郡飯塚町と呼ばれていた当時の郡名(今日も一町が存続)とのこと。





バスで新飯塚駅へ。スタッフの皆さんには大変お世話になりました。私はここで皆さんと別れ、徒歩で飯塚市歴史資料館へ。感謝すべきことに、文協協参加者の入館を優遇してくれていた。飯塚市は中国の西安市と姉妹都市提携をしているところから、兵馬俑の実物が寄贈され展示されていた。そして、実物大人形による過酷な炭鉱労働の再現(シオラマ)始め炭鉱関係の資料が多数展示されていた。また、伊藤傳右エ門氏と柳原白連の関連資料も展示されていた。さらに、ここにも山本作兵衛の作品が展示されていた。作兵衛さんはお酒一升瓶と引き換えに望まれるまま、炭鉱関連の絵を画き、人気のある絵柄は何度も何度も画かれていったという。筆者の知る範囲では湯船に労働者が男女分け隔てなく浸かっている、傍らで女性が湯から上がって腰巻を着けた始めた様子の絵は、とても人気を呼んでたくさん枚数が出てきていて、私もあ

ちこちで何点も目にした。前夜の懇親会場でお会いした飯塚市教育委員会の杉原係長によると、山本作兵衛さん以外にも炭鉱画の存在があるらしく、筆者も興味津々である。ところで、29日朝耳にした麻生邸の「庭園」について、資料館の窓口に尋ねたところ、それは恐らく、関連会社の施設で「大浦荘」を指しているのだろうと。それは雛祭りの時期と、紅葉の時期のみ一般公開されているが、通常は公開されていないとのことだった。残念！



私はこの後、博多に移動し、四年前に訪れたときに叶わな



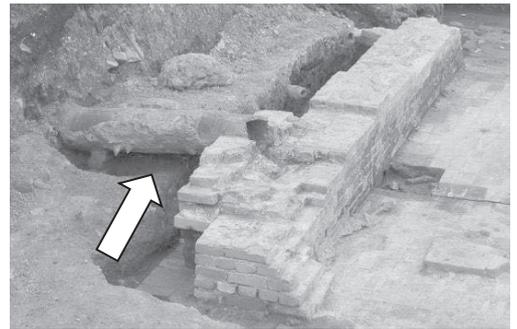
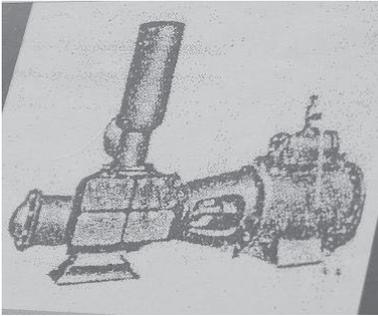
かった弘法大師開基日本最初の霊場「東長寺」の巨大な木彫の「福岡大仏」の拝観及び胎内めぐりを実現した。博多では「山本作兵衛コレクション」のユネスコ世界記憶遺産登録のための調査にも一部関与した知人の歓迎も受けた。この日博多に宿泊。翌三十日(土)は博多市内の見物をして帰途に着くつもりだったが、二十八日付地元紙に掲載された記事で、飯塚市教育委員会による「目尾(しゃかのお)炭鉱跡発掘調査によるれんが製ポンプ台座確認」の現地説明会が午前十時からあるとの情報を得ていて、この際、これに参加するのが最も意義があることだろうと思い、最寄り駅と思しき「鯉田(なまずた)」駅に電車で向かった。タクシーで行こうと思ったが場所がわからないので、電話で問い合わせると、橋を渡るとすぐだと、徒歩でも大丈夫との話だったが、現地は「鯉田」駅から遠賀川に沿って走る鉄道がかなり先で鉄橋が川をまたいだところだった！結局二キロ弱の道のりを徒歩で通した。



尾炭鉱は築豊御

三家の一つ、麻生
太吉が明治五(一
八七二)年に父賀
郎とともに当初開
坑した後、同十三
(一八八〇)年には、
蒸気機関のスペシ
ヤリストで筑豊炭
田の近代化に多大
な功績を残した長
崎の旧大村藩士杉
山徳三郎(一八三

九・九三〇)の所有となり、最新鋭の蒸気機
関による揚水ポンプ(スペシャルポンプ)を使
って、当時炭鉱の最大の課題だった坑内の排
水に成功し、同十四(一八八二)年、筑豊で初
めて、蒸気機関による機械的採掘に成功し、
炭鉱の近代化を
実現した場所だ
った。今回、明
治二十・三十年
代に築造された
と推定される、
れんがを敷き詰
めた給水ポンプ



(スペシャルポンプとは別の台座(上、幅七・
三メートル×長さ十メートル)や、遠賀川から
水を取り入れるための給水管(右写真・矢印)
が見えられたものであった。取り入れた水で
各施設の動力となる蒸気を作っていたという。
炭鉱は昭和四(一九二九)年に採掘を終え、跡
地は空地となっていた。石炭の搬出は遠賀川
の水運を利用し、後にレールが道路際に敷か
れ、貨物列車が筑豊鉄道に乗り入れていた。
現地説明会には熱心な市民や研究者が集まり、
関心の高さを伺わせた。また、文庭協総会で
お世話になった市教委の方々にも再会できた。
鯉田駅から博多に戻り、内容の濃い充実し
た旅を終え、一四時、福岡空港を後にした。



文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定された庭園又は公園（以下「指定庭園」という。）の所有者又は管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会（以下「管理者等」という。）相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行うこと。

三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行う

こと。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のもも参加することができる。

(事務所)

第四条 本会は、事務局を東京都庁におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の二種とする。

一 正会員 管理者等

二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び団体の理事会の承認を得たもの。

(会費)

第六条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返納しない。

(入会申込)

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(資格の消滅)

第八条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。

一 退会の届出

二 総会における除名の決議

第三章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員をおく。

会 長 一名

副会長 一名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 二名

(役員を選出)

第十条 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 常任理事は理事の中から理事会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、

常任事務を処理する。

- 4 理事は、本会の重要事項を審議する。
- 5 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。再任することができる。

2 補欠によって選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるまでは引続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は、会長に対し意見を述べることができる。

第四章 会議

(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければならない。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 会員総数の三分の一以上の者が議題と理由を示して要求したとき。

4 総会を招集しようとするときは、少なくとも会期の二週間前に議題を示して、書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出して承認及び決議を経なければならぬ。

一 会務報告

二 前年度収支決算報告

三 新年度事業計画及び収支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の定数及び議決)

第十八条 総会は、会員総数の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決議する。

可同数のときは、議長の決するところによる。

(総会表決権の委任)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもって、総会における表決権の行使を他の出席委員に委任することができる。

2 前項の委任があつたときは、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

第二十条 総会の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数、会員の出席数、付議事項、議事経過の概要その結果及び表決数を記録し、議長指名の出席会員二名が署名押印して保存する。

(理事会の招集)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、常任理事、及び理事をもって構成し、随時必要なとき会長がこれを召集する。

(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議する。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項
(理事会の定数及び決議等)

第二十三条 第十七条から第十八条までの規程を理事会に準用する。

第五章 会計

(経費)

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

(施行期日)

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

(会費の額)

第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、昭和五十九年四月一日から実施する。

- 一 正会員 年額 五、〇〇〇円
(但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき)

- 二 賛助会員 年額 一〇、〇〇〇円

改正 平成十四年五月二十三日

理 事 会 名 簿

役 職 名	会 員 名	都道府県
会 長	亀山 章	
副 会 長	毛越寺庭園	岩手県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園 ・旧芝離宮庭園 ・六義園 ・小石川後楽園 ・向島百花園 ・旧古河氏庭園 ・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	東京都
〃	二条城二の丸庭園 ・京都市文化市民局	京都府
理 事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会 ・(一財)会津若松観光ビューロー	福島県
〃	偕楽園 ・茨城県	茨城県
〃	兼六園 ・石川県	石川県
〃	大沢池(附)名古屋滝跡 ・大本山大覚寺	京都府
〃	奈良公園 ・奈良県	奈良県
〃	岡山後楽園 ・岡山県	岡山県
〃	縮景園 ・広島県	広島県
〃	栗林公園 ・香川県	香川県
〃	仙巖園(附)花倉御飯屋庭園 ・島津興業株式会社	鹿児島県
監 事	養翠園	和歌山県

文化財指定庭園保護協議会会員及び賛助会員名簿一覽 平成二十八年三月三十一日現在

名 称 郵便番号 所在地 管理者又は管理団体 電話番号

東北地方

盛 美 園	〇三六—〇二四二	青森県平川市猿賀石林一	盛美園	〇一七二—五七—二〇二〇
瑞 楽 園	〇三六—八三八四	青森県弘前市大字宮館字宮館沢二六番地二	弘前市教育委員会文化財課	〇一七二—八二—一六四二
金平成園(澤成園)	〇三六—〇三〇六	青森県黒石市内町二一	金平成園	〇四二—五四六—六九九〇
旧池田氏庭園	〇一四—〇八〇五	秋田県大仙市高梨字大嶋一番地 外	大仙市教育委員会文化財保護課	〇一八七—六三—八九七二
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	〇一〇—〇八三四	秋田県秋田市旭川南町二—五七	秋田市教育委員会文化振興室	〇一八—八六六—二三四六
毛越寺庭園	〇二九—四二〇二	岩手県西磐井郡平泉町字大沢五八	(宗) 毛越寺	〇一九一—四六—三三三一
酒井氏庭園	九九七—〇〇三六	山形県鶴岡市家中新町一〇—一八	(財) 致道博物館	〇三三—五二—二一九九
玉川寺庭園	九九七—〇二二一	山形県鶴岡市羽黒町玉川三三五	玉川寺	〇三三—五二—二七四六
總光寺庭園	九九九—六八三一	山形県酒田市字総光寺沢八	(宗) 總光寺	〇三三—四一—四—二二七〇
本間氏別邸庭園(鶴舞園)	九九八—〇〇二四	山形県酒田市御成町七—七	(公財) 本間美術館	〇三三—四一—四—四三三一
南湖公園	九六一—〇八二二	福島県白河市南湖一番地一外	白河市建設部都市政策室文化財課	〇二四—八—二七—一三三〇
会津松平氏庭園御薬園	九六五—〇八〇四	福島県会津若松市花春町八—一	(一財) 会津若松観光ビューロー	〇二四—二—二七—二四七二

関東地方

借 楽 園	三二〇—〇〇三三	茨城県水戸市常磐町一—三—二三	茨城県水戸土木事務所借楽園公園課	〇二九—一—二四—四—五五五四
高梨氏庭園	二七八—〇〇三三	千葉県野田市上花輪五〇七番地	(公財) 高梨本家	〇四—七—二二—二〇七〇
小石川後楽園	一一二—〇〇〇四	東京都文京区後楽一丁目	東京都建設局	〇三—三—八—一一—三〇一五
六 義 園	一一三—〇〇二一	東京都文京区本駒込六丁目	東京都建設局	〇三—三—九—四—一一—三三三二
旧浜離宮庭園	一〇四—〇〇四六	東京都中央区浜離宮庭園	東京都建設局	〇三—三—三—五—四—一〇二〇〇
旧芝離宮庭園	一〇五—〇〇三二	東京都港区海岸一丁目	東京都建設局	〇三—三—三—四—四—四〇二五
向島百花園	一一一—〇〇三二	東京都墨田区東向島三丁目	東京都建設局	〇三—三—三—六—一—一八七〇五
旧古河氏庭園	一一四—〇〇二四	東京都北区西ヶ原一丁目	東京都建設局	〇三—三—三—九—一〇—〇三九九四
殿ヶ谷戸庭園(随且園)	一八五—〇〇二二	東京都国分寺市南町二丁目	東京都建設局	〇四—二—一—三—四—七九九一
旧朝倉文夫氏庭園	一一〇—〇〇〇一	東京都台東区谷中七—一八—一〇	台東区文化産業観光部文化振興課	〇三—五—二—四—六—一一—五三
瑞泉寺庭園	二四八—〇〇〇二	神奈川県鎌倉市二階堂七—一〇	(宗) 瑞泉寺	〇四—六—七—一—三—一一—一九一
建長寺庭園	二四七—八五—三五	神奈川県鎌倉市山ノ内八番地	(宗) 建長寺	〇四—六—七—一—三—一〇—九八一

円覚寺庭園 二四七八五〇三 神奈川県鎌倉市山ノ内四〇九番地 (宗) 円覚寺
 三溪園 二三一〇八二四 神奈川県横浜市中区本牧三之谷五八番一号 (公財) 三溪園保勝会
 中部地方

貞観園 九四五一五〇二 新潟県柏崎市高柳町岡野町五九三 (公財) 貞観園保存会
 渡辺氏庭園 九五九一三三六五 新潟県岩船郡関川村大字下関九〇四 (公財) 重要文化財渡邊家保存会
 兼六園 九二〇〇九三六 石川県金沢市兼六町一番地内 石川県金沢城・兼六園管理事務所
 成巽閣庭園 九二〇〇九三六 石川県金沢市兼六町一番二号 (公財) 成巽閣
 那谷寺庫裡庭園 九三三〇三三六 石川県小松市那谷町ユ一二二 (宗) 那谷寺
 伊藤氏庭園 九一九〇一一三 福井県南条郡南越前町瀬戸二九一二 南越前町教育委員会
 城福寺庭園 九一五〇〇二六 福井県越前市五分市町一―一二六 城福寺
 一乗谷朝倉氏庭園 九一〇一二五三 福井県福井市城戸ノ内町 福井市一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所
 梅田氏庭園 九一〇一二五〇三 福井県今立郡池田町谷口三三八―一 梅田氏庭園
 瀧谷寺庭園 九一三〇〇五四 福井県坂井市三国町滝谷一―七一五 (宗) 瀧谷寺
 西福寺書院庭園 九一四〇八二四 福井県敦賀市原一三一七 (宗) 西福寺
 旧玄成院庭園 九一〇八二二 福井県勝山市平泉寺町平泉寺五六―六三 白山神社社務所
 永保寺庭園 五〇七〇〇一四 岐阜県多治見市虎溪山町一―四〇 (宗) 永保寺
 柴屋寺庭園 四二一〇一〇三 静岡県静岡市駿河区丸子三三二六 (宗) 柴屋寺
 龍潭寺庭園 四三二―三二二 静岡県浜松市北区引佐町井伊谷一九八九 龍潭寺
 臨濟寺庭園 四二〇〇八八五 静岡県静岡市葵区大岩町七番一号 (宗) 臨濟寺
 名古屋城二之丸庭園 四六〇〇〇三一 愛知県名古屋市中区本丸一番一号 名古屋観光文化交流局名古屋城総合事務所
 近畿地方

旧諸戸氏庭園 五二一〇〇〇九 三重県桑名市大字桑名字鷹場六六三番の五 桑名市教育委員会文化課
 諸戸氏庭園 五二一〇〇〇五 三重県桑名市太一九十八番地 (公財) 諸戸財団
 胡宮神社社務所庭園 五三二〇三四二 滋賀県犬上郡多賀町敏満寺四九 胡宮神社社務所
 多賀神社奥書院庭園 五三二〇三四一 滋賀県犬上郡多賀町多賀六〇四 多賀大社社務所
 青岸寺庭園 五二一〇〇一二 滋賀県米原市米原六六九 (宗) 青岸寺
 光浄院庭園 五二〇〇〇三六 滋賀県大津市園城寺町二四六 (宗) 園城寺
 善法院庭園 五二〇〇〇三六 滋賀県大津市園城寺町二四六 (宗) 園城寺

兵主神社庭園	五二〇―二四二四	滋賀県野洲市五条五六六番地	兵主大社社務所	〇七七―五八九―二〇七二
玄宮楽々園	五二二―〇〇六一	滋賀県彦根市金龜町三番地	彦根市教育委員会事務局文化財部文化財課	〇七四九―二六―五八三三
普門寺庭園	五六九―〇八一四	大阪府高槻市富田町四―一〇―一〇	(宗) 普門寺	〇七二―六九四―二〇九三
平等院庭園	六一一―〇〇二二	京都府宇治市宇治蓮華一六	平等院事務所	〇七七四―二二―二八六一
大沢池(附)名古曾滝跡	六一六―八四二一	京都府京都市右京区嵯峨大沢町四番地	(宗) 大覚寺	〇七五―八七一―〇〇七一
醍醐寺三宝院庭園	六〇一―一三三五	京都府京都市伏見区醍醐東大路町二番地	総本山醍醐寺	〇七五―五七一―〇〇〇二
慈照寺(銀閣寺)庭園	六〇六―八四〇二	京都府京都市左京区銀閣寺町二番地	(宗) 慈照寺(銀閣寺)	〇七五―七七―一五七二五
龍安寺方丈庭園	六一六―八〇〇一	京都府京都市右京区龍安寺御陵下町二三番地	(宗) 龍安寺	〇七五―四六三―二二一六
妙心寺庭園	六一六―八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町一	(宗) 妙心寺	〇七五―四六一―五二二六
玉鳳院庭園	六一六―八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町六〇	(宗) 妙心寺	〇七五―四六一―五二二六
退蔵院庭園	六一六―八〇三五	京都府京都市右京区花園妙心寺町三五	(宗) 退蔵院	〇七五―四六三―二八五五
不審菴(表千家)庭園	六〇二―〇〇六一	京都府京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町五九七番地	(一財) 不審菴	〇七五―四三二―二一九五
今日庵(裏千家)庭園	六〇二―〇〇六一	京都府京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町六一三番地	(一財) 今日庵	〇七五―四三二―三二一一
二条城二の丸庭園	六〇四―八三〇一	京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一	京都市文化市民局元離宮二条城事務所	〇七五―八四一―〇〇九六
本願寺大書院庭園	六〇〇―八五〇一	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺内務室(財産管理担当)	〇七五―三七―一五一八一
本願寺滴翠園	六〇〇―八五〇一	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺内務室(財産管理担当)	〇七五―三七―一五一八一
涉成園	六〇〇―八一九〇	京都府京都市下京区下珠敷屋町通間之町東入東玉水町	真宗大谷派宗務所	〇七五―三七―一九二一〇
鹿苑寺(金閣寺)庭園	六〇三―八三六一	京都府京都市北区金閣寺町一番地	(宗) 鹿苑寺	〇七五―四六一―〇〇一三
大仙院書院庭園	六〇三―八三六一	京都府京都市北区紫野大徳寺町五四一	(宗) 大仙院	〇七五―四九一―八三四六
聚光院庭園	六〇三―八三六一	京都府京都市北区紫野大徳寺町五八	(宗) 聚光院	〇七五―四九二―六八八〇
照福寺庭園	六二九―一二六三	京都府綾部市鷹栖町小丸山三三番地	(宗) 照福寺	〇七七―三四六―〇一八五
旧大乘院庭園	六三〇―八三〇一	奈良県奈良市高畑町一〇八三一	(公財) 日本ナショナルトラスト	〇三一―六三八―〇八五一
依水園	六三〇―八二〇八	奈良県奈良市水門町七四番地	(公財) 名勝依水園・寧楽美術館	〇七四―二二五―〇七八一
天徳院庭園	六四八―〇二二一	和歌山県伊都郡高野町高野山三七〇番地	(宗) 天徳院	〇七三―六―五六―二七一四
粉河寺庭園	六四九―六五三一	和歌山県紀の川市粉河二七八七	(宗) 粉河寺	〇七三―六―七三―三三五五
根来寺庭園	六四九―六二〇二	和歌山県岩出市根来二二八六	総本山根来寺	〇七三―六―六二―一一四四
養翠園	六四一―〇〇三六	和歌山県和歌山市西浜一一六四番地	(株) 養翠園	〇七三―四四四―一四三〇
和歌山城西之丸庭園	六四〇―八一四六	和歌山県和歌山市一番丁三番地	和歌山市和歌山城整備企画課	〇七三―四三三―一〇四四

琴ノ浦温山荘園 六四二〇〇〇一 (公財) 琴ノ浦温山荘園 ○七四三二五六一八二〇
 旧赤穂城庭園 六七八〇三三五 兵庫県赤穂市上飯屋一番地外 赤穂市教育委員会 ○七九一四三六九六二
 田淵氏庭園 六七八〇二二五 兵庫県赤穂市御崎三二九一 田淵新太良 赤穂パークホテル ○七九一四二二二三五
 安養院庭園 六五二二二〇八 兵庫県神戸市西区伊川谷町前開二五八番地 (宗) 安養院 ○七八一九七四〇四〇八

中国地方

尾崎氏庭園 六八二〇七〇一 鳥取県東伯郡湯梨浜町宇野一五二八 尾崎氏庭園 ○八五八一三五二二〇〇三
 観音院庭園 六八〇〇〇一五 鳥取県鳥取市上町一六二 観音院 ○八五七二四一五六四一
 萬福寺庭園 六九八〇〇〇四 島根県益田市東町二五二三三 萬福寺 ○八五六一三一〇三〇二
 医光寺庭園 六九八〇〇〇一 島根県益田市染羽町四一五 医光寺 ○八五六一三一六六八
 岡山後楽園 七〇三八二五七 岡山県岡山市北区後楽園一五 岡山県後楽園事務所 ○八六一二七二二一四八
 頼久寺庭園 七一六〇〇一六 岡山県高梁市頼久寺町一八 頼久寺 ○八六六一二二三五一六
 縮景園 七三〇〇〇一四 広島県広島市中区上幟町二番一 縮景園 ○八二二二二一六二四六
 浄土寺庭園 七二二〇〇四三 広島県尾道市東久保町二〇一八 浄土寺 ○八四八一三七一三六一
 常栄寺庭園 七五三〇〇一一 山口県山口市宮野下二〇〇一番地一 (宗) 常栄寺 ○八三一九二二二七二
 毛利氏庭園 七四七〇〇二三 山口県防府市多々良一五一 (公財) 毛利報公会 ○八三五一三一〇〇一
 宗隣寺庭園 七五五〇〇六七 山口県宇部市小串二二〇 宗隣寺 ○八三六一二一一〇八七

四国地方

栗林公園 七六〇〇〇七三 香川県高松市栗林町一〇一六 香川県栗林公園観光事務所 ○八七一八三三七四一
 天赦園 七九八〇〇六五 愛媛県宇和島市天赦公園 (公財) 宇和島伊達文化保存会 ○八九五二三五二七〇九
 竹林寺庭園 七八一八二三五 高知県高知市五台山三五七七 (宗) 竹林寺 ○八八一八八二一三〇八五

九州地方

旧伊藤傳右工門氏庭園 八二〇〇〇六六 福岡県飯塚市幸袋三〇〇番地 飯塚市教育委員会教育部文化財保護課 ○九四八一三五二一九三〇
 藤江氏魚楽園 八二七〇〇〇一 福岡県田川郡川崎町大字安真木六三八八 藤江氏魚楽園 ○九四七二七七七七
 水前寺成趣園 八六二〇九五六 熊本県熊本市中央区水前寺公園八番一 (宗) 出水神社 ○九六一三八三〇〇七四
 妙国寺庭園 八八三〇〇〇一 宮崎県日向市細島二七三 妙国寺 ○九八二五二二四八六
 仙巖園(附)花倉御飯屋庭園 八九二〇八七一 鹿児島県鹿児島市吉野町九七〇番地一 (株) 島津興業 ○九九一四七一五五一
 旧島津氏玉里邸庭園 八九〇〇〇一二 鹿児島県鹿児島市玉里町二十七番二十号 鹿児島市教育委員会管理部文化財課 ○九九一二七一一九六二

沖縄地方

識名園 九〇二一〇〇七二 沖繩県那覇市字真地四二二一七
 石垣氏庭園 九〇七〇〇二四 沖繩県石垣市新川二八七
 那覇市市民文化財課 〇九八一七二三五〇一
 石垣氏庭園 〇九八〇一八二二二七二〇

賛助会員

太幸邸「白鳥梅の会」 〇二九一四二〇八 岩手県奥州市前沢区字七日町五八
 高橋裕一 三九四〇二二七 埼玉県日岡市小久喜二二六二一八
 太田家住宅 太幸邸「白鳥梅の会」 〇一九七五六一六三三〇
 高橋裕一 〇四八〇九二一九一〇五
 (公財) 東京都公園協会 一六〇〇〇二二 東京都新宿区歌舞伎町二一四四一
 (公財) 東京都公園協会 〇三三三三三二一三〇一一
 上野観光連盟 一〇〇〇〇五 東京都台東区上野二一三 88ビル九階
 上野観光連盟 〇三三三八三三三〇〇三〇
 龍居庭園研究所 一六九〇〇五 東京都新宿区西早稲田一六三福田ビル三階
 龍居庭園研究所 〇三三三三二〇二五二三三
 (二社) 東京都造園緑化業協会 一五〇〇〇四一 東京都渋谷区神南一〇一 一造園会館内
 (二社) 東京都造園緑化業協会 〇三三三四六一二八五八
 (二社) 日本庭園協会 一六九〇〇五一 東京都新宿区西早稲田一六一三フエリオ西早稲田三〇一
 (二社) 日本庭園協会 〇三三三三二〇四〇五九五
 (株) 富士見園 一六八〇〇七一 東京都杉並区高井戸西二二二二五
 (株) 富士見園 〇三三三三三三二七七四九
 中田広和 一八四〇〇一四 東京都小金井市貫井南町三三三二二
 中田広和 〇四二一三八一八一四三
 高橋康夫 一八四〇〇一一 東京都小金井市東町二二二八一一
 高橋康夫 〇九〇四〇五四一五七九四
 (株) 石長 二四八〇〇〇六 神奈川県鎌倉市小町一一〇三三五
 (株) 石長 〇四六七二五一一四八二
 浄智寺 二四七〇〇六二 神奈川県鎌倉市山ノ内一四〇二
 朝比奈恵温 〇四六七二二二三九六三
 (協) 兼六園観光協会 九二〇〇九三六 石川県金沢市兼六町一番二五号
 (協) 兼六園観光協会 〇七六一二二一六四五三
 (株) 庭勇 五〇七〇〇五五 岐阜県多治見市喜多町一六九
 (株) 庭勇 〇五七二二二七四六三
 (株) エム・オー・エググリーンサービス 四一三〇〇一一 静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル九階
 (株) エム・オー・エググリーンサービス 〇五五七八四二〇五五
 岩間造園・トリエック・みどりの協会グループ 〇五二一六八一八九二八
 白鳥庭園 四五六〇〇三六 愛知県名古屋市中熱田区熱田西町二一五
 中村石材工業(株) 〇六一六五七一二〇六
 中村石材工業(株) 五五二〇〇二二 大阪府大阪市港区市岡三一一一三
 中村石材工業(株) 〇六一六五七一二〇六
 花豊造園(株) 六〇〇八三六一 京都府京都市下京区大宮通五条下ル掘之上町五二八
 花豊造園(株) 〇七五二三四一一二四六
 文化財庭園保存技術者協議会 六〇〇八三六一 京都府京都市下京区大宮通り花屋町上ル
 NPOみどりのまちづくり研究所内 〇七五二三四一一二六〇〇
 (株) 中根庭園研究所 六一六一八〇二三 京都府京都市右京区谷口唐田ノ内町一一六
 (株) 中根庭園研究所 〇七五二四六五二二三七三
 (株) 曾根造園 六〇三八八八七 京都府京都市北区大北山原谷乾町二五五一六
 (株) 曾根造園 〇七五二四六二一六〇五八
 (有) パーク総合デザイン 六〇〇八三三七 京都府京都市下京区猪熊通五条下ル柿本町五九五二八
 (有) パーク総合デザイン 〇七五二三四三二四四三六
 (株) 安井柰工務店 六一七〇〇〇六 京都府向日市上植野町馬立二番地四
 (株) 安井柰工務店 〇七五二九三三二〇〇一二
 (株) 環境事業計画研究所 六〇二二八二六一 京都府京都市上京区多門町四四〇一六
 (株) 環境事業計画研究所 〇七五二四三二一〇〇五五

奈良公園
正善院庭園
大通寺庭園
六三〇―八一一四
六八二―〇二三二
七二四―一二〇二
奈良県奈良市芝辻町五四三
鳥取県東伯郡三朝町三徳一〇二三番地
岡山県小田郡矢掛町小林一八一五

奈良公園事務所
正善院
大通寺

〇七四二―三二一〇三七五
〇八五八―四二二六六八
〇八六六―八二一〇九〇九



国指定名勝 藤江氏魚樂園 福岡県・田川郡川崎町

文化財指定庭園保護協議会会報第52号

発行日	平成28年6月23日
編集・発行	文化財指定庭園保護協議会(事務局)
	〒163-8001
	東京都新宿区西新宿2の8の1
	東京都建設局公園緑地部内
電話	03(5320)5365
FAX	03(5388)1532
